

平成 30 年度

子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童虐待事案への対応における警察と児童相談所・市町村の

連携等に関する調査研究

—報告書—

株式会社 野村総合研究所

平成 31(2019)年 3 月

目次

第1章 はじめに	2
1. 背景・目的.....	3
2. 調査手法	4
第2章 アンケート調査票の検討	6
1. 論点の設定	7
2. アンケート票の作成	11
第3章 検討委員会	37
1. 検討委員会.....	38
2. 次年度以降に継続して議論を要する事項	55
参考資料① アンケート調査単純集計	57
1. 知事部局向け調査票	58
2. 市町村向け調査票.....	61
3. 児童相談所向け調査票	71
4. 警察本部向け調査票	83

第1章

はじめに

1. 背景・目的

1-1 本調査研究の背景

全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は年々増加しており、平成28年度は12万件を超えて過去最多を記録した。

そのうち、警察から通告を受けたものは、約半数を占めているほか、警察における児童虐待に係る検挙件数も増加しているなど、児童虐待の早期発見、早期対応等の観点から、児童相談所及び市町村の虐待対応部署と警察との連携を図っていくことが重要となっている。

さらに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策の一つとして、児童相談所と警察の情報共有の強化が盛り込まれ、情報共有の在り方については、各地方自治体における実態の把握・検証を行い、見直しを行うとされ、また、警察職員等の児童相談所への配置や児童相談所と警察の合同研修等を通じて児童相談所と警察との連携強化を図ることが示された。

1-2 本調査研究の目的

市町村・児童相談所及び都道府県警察の連携状況について、実態を把握し、適切な連携の在り方、連携強化方策について検討を進める。また、その検討に資するため、関係機関へのアンケート調査、ヒアリング調査により、児童虐待相談対応における業務や連携の実態や、それに伴う課題等を整理する。

2. 調査手法

2-1 調査手法

本調査研究では、調査研究期間中の2019年2月に発生した千葉県野田市での児童虐待事案の発生を受け、調査方針を修正した。事案発生を受け、政府は国内の児童相談所等の関係機関に対し、虐待が疑われる全ケースに対する緊急安全確認の実施を指示した。こうした事態を受け、委員からは、「関係機関に対し負荷が低いとは言えないアンケート調査の実施や、詳細情報の把握を目的としたヒアリング調査の実施は時期的に適切ではない」という発議があったため、検討委員会を通じて調査実施の今年度中の見送りを採択した（詳細は第3章を参照のこと）。

(1) 調査票の作成

前年度の調査結果を踏まえ、より具体的な連携実態を定量化するための調査項目案を仮説として作成した。調査項目案を基に検討委員会委員から意見を頂き、初期案を作成した。

検討委員会では初期案をもとに、再度意見を頂き、調査票の修正を行った。また、調査票の設問に対し、回答者が十分な回答が可能かどうか、児童相談所にヒアリングを行い、設問の更なる修正を行った。

(2) 検討委員会の開催

検討委員会は下記の日時で、それぞれの課題を提示して調査票を完成するための討議を行った。

<開催日程および論点>

回数	日程	議題
第1回	2019年3月7日	アンケート調査票（案）について 調査票の改善を目的としたヒアリング先について 適切な実査時期について
第2回	2019年3月22日	第1回検討委員会でのご意見に基づく修正の基本方針と調査項目案に対する討議

**児童虐待事案への対応における警察と児童相談所・市町村の
連携等に関する検討委員会 委員名簿**

※敬称略（五十音順）

座長

宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院 教授

委員

川松 亮 子どもの虹情報研修センター 研究部長

久保 健二 福岡市子ども総合相談センター 緊急支援課長

鈴木 秀洋 日本大学危機管理学部 准教授

浜田 真樹 浜田・木村法律事務所 弁護士

増井 敦 京都産業大学法学部 准教授

<研究協力（オブザーバー）>

國松 弘平 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課
虐待防止対策推進室 室長補佐

岩崎 文香 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課
虐待防止対策推進室 自治体支援係長

今井 堅二 警察庁 生活安全局 少年課 保護対策係長

第2章

アンケート調査票の検討

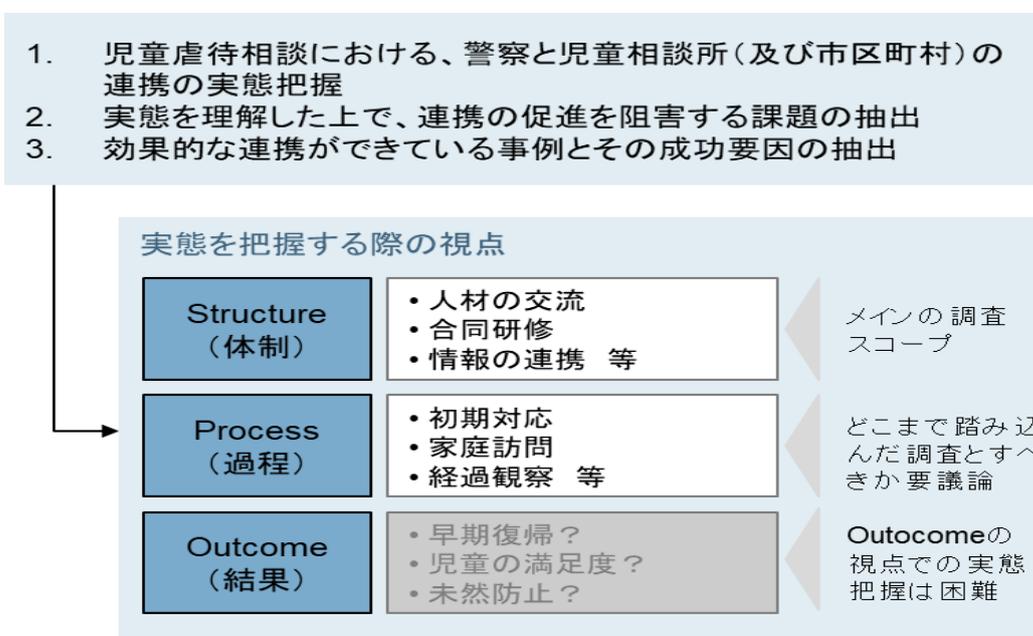
1. 論点の設定

1-1 本調査の研究課題からみたアプローチ

市区町村・児童相談所及び都道府県警察の適切な連携の在り方、連携強化方策について検討を行うために、まずは連携の実態を可能な限り定量的に把握することが重要と考えた。

実態を把握するに当たり、下記に示すようにドナベディアンモデルを活用して連携の評価が可能となるような調査構造を設定した。本来、ドナベディアンモデルは医療の質を評価する際に活用されるが、本調査研究で明らかにすべき警察と関係機関の情報連携について調査をするに当たっては、効果的な調査視点と考えた。

図表 1 本調査のスコープと実態把握のための着眼点



実態把握のための視点を基に、より詳細な調査項目案を設定した。初期段階の調査項目案については次図を参照されたい。

本調査研究では、調査票の作成にあたり、下記に示すフローに沿った設問設計を試みた。ただし、連携の成果としてのOutcomeについては、現時点で定義が難しいことから、連携の質を評価することに重点をおくこととし、StructureとProcessに注目した調査票の作成を試みた。

図表 2 初期段階での調査項目案

	調査の視点	調査項目案
Structure	人事交流	・ 人材派遣の有無、警察OBの採用有無、警察OBの活用の利点 等
	合同研修	・ 研修の内容(〇〇のロールプレイ等)、開催頻度、満足度、等
	権限(役割)	・ 役割分担の取り決め・根拠規定の有無、通告時のアセスメントシートの活用状況、警察の権限の範囲(通告先の決定、保護の要否判断)、連携ガイドライン・マニュアル等
Process	情報 虐待履歴	・ 共有件数、共有基準、共有内容、共有方法、照会方法、フィードバック等
	通告時情報共有	・ 児童相談所からの共有基準、通告時の確認事項(重症度、一時保護の要否、保護者の様子等) 等
	安否確認	・ 共同での安否確認実施、確認後の情報共有、平日・休日・夜間等による対応 等
	一時保護	・ 児童保護の主体、保護の委託 等
	調査・援助方針決定	・ 援助内容の決定における警察の関与、在宅援助における警察の関わり方 等
	経過観察	・ 経過報告の頻度・基準・内容、警察の訪問・聞き取りの有無、家庭復帰情報の共有 等
	Outcome	

1-2 アンケート調査・ヒアリング調査の概要

本調査研究においては、虐待事案発生時の関係機関の連携状況を詳細に把握するためのアンケート調査票の作成、及びヒアリング調査を実施した。

具体的には、次項に掲げた要領で実施した。アンケート調査及びヒアリング調査の概要は下記を参照されたい。

■ 調査対象（関係機関への悉皆調査とする）

- 都道府県知事部局
- 市区町村
- 児童相談所
- 都道府県警察
-

■ 調査内容

- 関係機関の体制、事案件数等
- 関係機関の間での取り決めや役割分担の実態の定量化
- 連携の際の課題や他機関に対する要望等
- 具体的なケースを取り上げたケース調査
-

■ 調査方法等（想定）

- 最大30問程度
- 厚生労働省より都道府県にメール配信、都道府県より市町村、児童相談所へ配信
- 警察庁より都道府県警察へメール配信
-

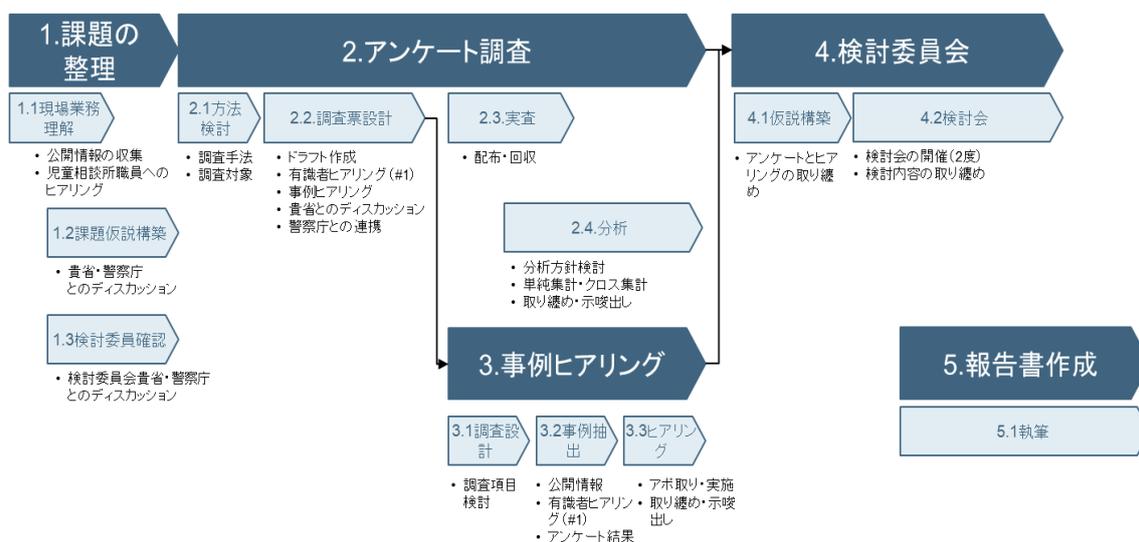
■ ヒアリング調査

- アンケート調査票の内容、選択肢の充足度、回答のしやすさなどをヒアリングで検証する

1-3 アンケート調査の実施方法と実施時期の見直し

アンケートの実施にあたっては、下記のフローで行うことを当初想定していた。

図表 3 調査全体のタスクフロー



【留意事項】

しかし、本調査研究では、調査研究期間中の2019年2月に発生した千葉県野田市での児童虐待事案の発生を受け、その調査方針の軌道修正を実施した。先述の事案発生を受け、政府は国内の児童相談所等の関係機関に対し、虐待が疑われる全ケースに対する緊急安全確認の実施を指示した。こうした事態を受け、委員からは、「関係機関に対し負荷が低いとは言えないアンケート調査を実施や、詳細情報の把握を目的としたヒアリング調査の実施は時期的に適切ではない」という発議があったため、検討委員会を通じて今年度中の調査実施の見送りを採択した。詳細は第3章に譲るが、検討委員会での討議により、今年度の成果としては調査票の作成までとし、調査は来年度に実施することが決定された。

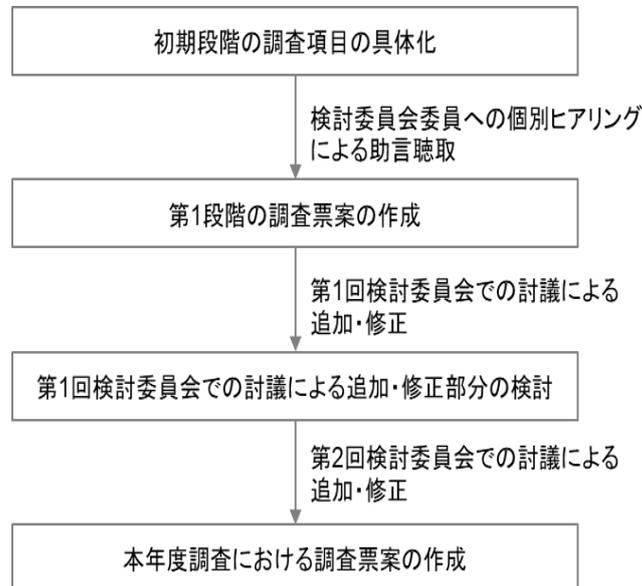
なお、調査スケジュールについては、2019年6月以降にアンケート調査を実施し、同年8月に単純集計結果を報告するというスケジュール案が、検討会の中で合意された。

2. アンケート票の作成

2-1 調査票作成の手順

初期段階の調査項目を基に、検討委員会の各委員および警察庁、厚生労働省と協議しつつ、調査票案を作成した。各方面からのコメントを集約して調査票の設計への反映を試みたが、委員の意見が対立する項目なども多々見受けられた。そのため、詳細な検討を要する設問については、座長を中心とした個別検討を行ったうえで、検討委員会において諮問する形を採った。具体的な作成手順については、下図を参照されたい。

図表 4 調査全体のタスクフロー



2-1 初期段階の調査項目の具体化

初期段階の調査項目を下記の通り具体化し、検討委員会の委員へヒアリングを実施した。

図表 5 初期段階の調査項目

(1) 知事部局向け(1/2)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
1	基本属性	人口	人口	すべての回答者	管轄する地域のおおよその人口をお答え下さい (うち児童(15歳以下)の人口)	N		
2	体制	人材の交流	方針	すべての回答者	貴都道府県において現職の警察職員を児童相談所で受け入れているかお答え下さい	SA	1	受け入れている
							2	以前は受け入れていたが、現在は受け入れていない
							3	今まで受け入れたことはない
							4	分からない/知事部局では把握をしていない
3	体制	人材の交流	方針	問2で1を回答した場合	現職の警察職員の児童相談所への受け入れ人数について、どのようにお考えかお答え下さい	SA	1	現在よりも増やしたい
						FA	2	現状の人数で十分である
								そのようにお考えの理由をお聞かせください
4	体制	人材の交流	方針	問2で2, 3を回答した場合	今後、警察職員の児童相談所への受け入れについて、どのようにお考えかお答え下さい	SA	1	次年度以降、受け入れの予定をしている
						FA	2	受け入れたいと考えているが、現時点では受け入れの予定はない
							3	受け入れることは考えていない
								そのようにお考えの理由をお聞かせください
5	体制	人材の交流	方針	すべての回答者	貴都道府県において警察職員OBを児童相談所で受け入れているかお答え下さい	SA	1	受け入れている
							2	以前は受け入れていたが、現在は受け入れていない
							3	今まで受け入れたことはない
							4	分からない/知事部局では把握をしていない
6	体制	人材の交流	方針	問5で1を回答した場合	今後、警察職員OBの児童相談所への受け入れ人数について、どのようにお考えかお答え下さい	SA	1	現在よりも増やしたい
						FA	2	現状の人数で十分である
								そのようにお考えの理由をお聞かせください
7	体制	人材の交流	方針	問5で2, 3を回答した場合	今後、警察職員OBの児童相談所への受け入れについて、どのようにお考えかお答え下さい	SA	1	次年度以降、受け入れの予定をしている
						FA	2	受け入れたいと考えているが、現時点では受け入れの予定はない
							3	受け入れることは考えていない
								そのようにお考えの理由をお聞かせください
8	体制	人材の交流	方針	すべての回答者	貴都道府県において児童福祉司・児童心理司等の児童虐待相談に対応する専門職を、警察に派遣しているか	SA	1	派遣している
							2	以前は派遣していたが現在は派遣していない
							3	今まで派遣したことはない
							4	分からない/知事部局では把握をしていない
9	体制	人材の交流	方針	問8で1を回答した場合	今後、児童虐待相談に対応する専門職の警察への派遣人数について、どのようにお考えですか	SA	1	増やしたい
						FA	2	現状の人数でよい
								そのようにお考えの理由をお聞かせください
10	体制	人材の交流	方針	問8で2, 3を回答した場合	今後、児童虐待相談に対応する専門職の警察への派遣について、どのようにお考えですか	SA	1	次年度以降、派遣の予定をしている
						FA	2	派遣したいと考えているが、現時点では派遣の予定はない
							3	派遣することは考えていない
								そのようにお考えの理由をお聞かせください
11	体制	研修	合同研修	すべての回答者	貴都道府県では、児童福祉司・児童心理司等の児童虐待相談に対応する専門職と警察職員とが合同で参加をする研修・セミナー・勉強会等について、以下のようなものをどの程度の頻度で開催されていますか 1. 立ち入り調査・臨検等のロールプレイを行う研修 2. 児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修 3. 個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有	Matrix MA	1	年に数回程度開催している
							2	年に1度程度開催している
							3	数年に1度開催している
							4	開催していない
							5	分からない/知事部局では把握をしていない

(2/2)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
12	体制	情報連携	共有件数	すべての回答者	貴自治体では警察との間で児童虐待事案に係る情報連携に関する協定を締結しているか	SA	1 2 3 4 5 6	1 現在、締結しており、内容の見直しについて具体的な検討を進めている 2 現在、締結しており、特に内容の見直しについては具体的な検討をしていない 3 現在、締結はしていないが、締結に向けて具体的な検討を進めている 4 現在は締結しておらず、具体的な検討も始めてはいないが、締結をしたいと考えている 5 現在は締結しておらず、特に締結をする予定もない 6 その他
13	体制	情報連携	共有件数	問12で1、2を回答した場合	児童相談所が通告を受けた児童虐待相談について、児童相談所から警察への情報共有を行う案件として当てはまるものをお答え下さい	SA	1 2 3 4	1 児童虐待通告を受理した案件全てを警察に共有する 2 児童虐待通告を受理した案件の中で、児童虐待と判定された案件を警察に共有する 3 児童虐待と判定された案件の中で、一定の基準に合致する案件を警察に共有する 4 その他
14	体制	情報連携	共有基準	問13で3を回答した場合	児童相談所から警察に情報共有をすることがあるかどうかの判断基準として何をを用いているか	MA	1 2 3 4 5	1 虐待類型（身体的虐待、性的虐待等） 2 援助内容 3 虐待の重症度 4 被害児童の属性（年齢・過去の通告履歴等） 5 その他
15	体制	情報連携	共有基準	問13で3を回答した場合	警察への情報共有について、一定の基準を設けることなく、児童相談所が通告を受けた全ての事案について共有をする（いわゆる全件共有）についてどのようにお考えをお答え下さい	SA	1 2 3	1 現在、全件共有の導入をするための具体的な検討を進めている 2 現在具体的な検討は開始していないが、将来的に導入をしたい 3 導入する予定はない
16	体制	情報連携	共有する情報	問15で3を回答した場合	全件共有の仕組みを導入しないと考える理由についてあてはまるものをお答え下さい	MA	1 2 3 4 5	1 共有した情報が警察でどのように活用されるのが不明確である 2 共有した情報を基に、警察が独自に捜査を進めることで、児童並びに家庭の支援に支障をきたす可能性がある 3 事件性が疑われる案件については現在の仕組みで、情報共有ができていないと考えている 4 警察への情報共有という業務が増えることが現場の業務負担を高める可能性がある 5 その他
17	体制	情報連携	共有する情報	すべての回答者	児童相談所・市区町村から警察に対して児童虐待通告事案に係る情報共有をする際の情報量について該当するものをお答え下さい	SA	1 2 3 4	1 児童の相談対応に関する全ての情報 2 相談対応の概要（基本属性、被害内容、援助内容等） 3 児童の基本属性のみ（氏名、年齢、家族構成等） 4 その他
18	体制	情報連携	共有タイミング	すべての回答者	児童相談所・市区町村から警察に対して児童虐待通告事案に係る情報共有のタイミングについてお答え下さい	SA	1 2 3 4 5	1 各案件に関する情報の更新があるたびに共有 2 定期的に（月次等）に情報をまとめて共有 3 相談対応が終了した段階で案件ベースで共有 4 通告を受理した時点で案件ベースで共有 5 その他
19	体制	情報連携	共有方法	すべての回答者	児童相談所・市区町村から警察に対して児童虐待通告事案に係る情報共有の方法についてお答え下さい	MA	1 2 3 4 5	1 システムを活用してデータで共有している 2 要保護児童対策地域協議会の進行管理を通じて共有している 3 現在は紙・FAX等で共有しているが、情報共有用のシステムの導入を検討している 4 現在、紙・FAXで共有しており、今後もその方針である 5 その他の方法で共有している

(2/5)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
7	相談 対応				警察からの書面付き通告（身柄付き通告でない通告） を受理する際の、警察官とのコミュニケーションにつ いて該当するものをお答え下さい。（※割合について 正確な数値の算出が困難な場合は、担当者様の所感と してお答え下さい）			原則としてすべての事案について警察官が来所し て対面的引継ぎが行われている。（書類の受け渡 しのみ場合は除く） 2 必要な事案について警察官が来所して対面的な協議が行 われており、その割合は5割以上である。 3 必要な事案について警察官が来所して対面的な協議が行 われており、その割合は3割以上5割以下である。 4 必要な事案について警察官が来所して対面的な協議が行 われており、その割合は3割以下である。 5 特別な事案を除き、警察官が来所して対面的な協議が行 われていない。
8	体制	人材の交流	現職警察	すべての 回答者	貴施設には、現在警察から派遣をされている現職の警 察官はいますか	SA		1 現在、在籍している 2 以前は在籍していたが今は在籍していない 3 今まで在籍していたことはない
9	体制	人材の交流	現職警察	問5で1の 場合	現在、貴施設に在籍されている警察官は何名ですか	N		
10	体制	人材の交流	現職警察	問6での回 答人数分	貴施設に勤務される直前での階級をお答えください	Matrix		1 警視正 2 警視 3 警部 4 警部補 5 巡査部長 6 巡査 7 その他 8 分からない
11	体制	人材の交流	現職警察	問6での回 答人数分	警察との併任・専任についてお答えください	Matrix		1 併任（警察手帳を持ちながら、貴施設で勤務をし ている） 2 専任（警察手帳は持たずに、貴施設で勤務をして いる）
12	体制	人材の交流	現職警察	問6での回 答人数分	貴施設での職層についてお答えください	Matrix		1 部長級 2 次長級 3 課長級 4 課長補佐級 5 係長級 6 その他（相談員等） 7 分からない
13	体制	人材の交流	現職警察	問6での回 答人数分	貴施設で担当されている業務についてお答えください	Matrix		1 児童虐待案件に係る調査業務 2 保護者・被害児童との面接等の相談対応 3 児童の一時保護への同行 4 立ち入り調査・臨検への同行 5 裁判所との連絡の窓口 6 非行児童への指導・対応 7 要保護児童対策地域協議会への参加（児童相談所 職員としての参加） 8 通告受理後の安全確認 9 児童相談所内での各種管理業務 10 一時保護所の指導員 11 警備員 12 その他
14	体制	人材の交流	現職警察	問5で1の 場合	貴施設における、現在の警察職員の受け入れ人数につ いてのお考えをお答え下さい そのようにお考えの理由をお聞かせください	SA FA		1 現在の人数で適切であると感じている 2 現在よりも人数が多いほうがよいと感じている
15	体制	人材の交流	現職警察	問5で2、3 の場合	今後、警察職員の受け入れの必要性を感じているか そのようにお考えの理由をお聞かせください	SA FA		1 はい 2 いいえ

(3/5)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
16	体制	人材の交流	警察OB	すべての回答者	貴施設には、現在警察OBの職員がいますか	SA	1	現在、在籍している
							2	以前は在籍していたが今は在籍していない
							3	今まで在籍していたことはない
17	体制	人材の交流	警察OB	問13で1の場合	現在、貴施設に在籍されている警察OBは何名ですか	N		
18	体制	人材の交流	警察OB	問14での回答人数分	貴施設での職層についてお答えください	Matrix	1	部長級
							2	次長級
							3	課長級
							4	課長補佐級
							5	係長級
							6	その他（相談員等）
							7	分からない
19	体制	人材の交流	警察OB	問14での回答人数分	貴施設で担当されている業務についてお答えください	Matrix	1	児童虐待案件に係る調査業務
							2	保護者・被害児童との面接等の相談対応
							3	児童の一時保護への同行
							4	立ち入り調査・臨検への同行
							5	裁判所との連絡の窓口
							6	非行児童への指導・対応
							7	要保護児童対策地域協議会への参加（児童相談所職員としての参加）
							8	通告受理後の安全確認
							9	児童相談所内での各種管理業務
							10	一時保護所の指導員
							11	警備員
							12	その他
20	体制	人材の交流	警察OB	問13で1の場合	貴施設における、現在の警察OBの受け入れ人数についてのお考えをお答え下さい	SA	1	現在の人数で適切であると感じている
						FA	2	現在よりも人数が多いほうがよいと感じている
					そのようにお考えの理由をお聞かせください			
21	体制	人材の交流	警察OB	問13で2,3の場合	今後、警察OBの受け入れの必要性を感じているか	SA	1	はい
						FA	2	いいえ
					そのようにお考えの理由をお聞かせください			
22	体制	研修	合同研修	すべての回答者	貴施設が所属する都道府県では、児童相談所の職員と警察職員とが合同で参加をする研修・セミナー・勉強会等について、以下のようなものがどの程度の頻度で開催されていますか 1. 立ち入り調査・臨検等のロールプレイを行う研修 2. 児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修 3. 個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有	Matrix MA	1	年に数回程度開催されている
							2	年に1度程度開催されている
							3	数年に1度開催されている
							4	開催されていない
							5	分からない/把握をしていない
23	体制	研修	合同研修	すべての回答者	貴施設が独自に警察及び警察署と合同で実施をした研修・セミナー・勉強会等について、以下のようなものがどの程度の頻度で開催されていますか 1. 立ち入り調査・臨検等のロールプレイを行う研修 2. 児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修 3. 個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有	Matrix MA	1	年に数回程度開催されている
							2	年に1度程度開催されている
							3	数年に1度開催されている
							4	開催されていない
							5	分からない/把握をしていない

(4/5)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答案件	設問	設問方式	#	選択肢
24	体制	情報連携	共有件数	すべての回答者	児童相談所が通告を受けた児童虐待相談について、児童相談所から警察への情報共有を行う案件として当てはまるものをお答え下さい	SA	1 2 3 4	1 通告を受けた案件全てを警察に共有する 2 通告を受理した案件全てを警察に共有する 3 通告を受理した案件の中から、一定の基準に合致する案件を警察に共有する 4 その他
25	体制	情報連携	共有基準	問20で3を回答した場合	児童相談所から警察に情報共有をするかどうかの判断基準として何をを用いているか	MA	1 2 3 4 5	1 虐待類型（身体的虐待、性的虐待等） 2 援助内容 3 虐待の重症度 4 被害児童の属性（年齢・過去の通告履歴等） 5 その他
26	体制	情報連携	共有する情報	すべての回答者	児童相談所・市区町村から警察に対して児童虐待通告事案に係る情報共有をする際の情報量について該当するものをお答え下さい	SA	1 2 3 4	1 児童の相談対応に関する全ての情報 2 相談対応の概要（基本属性、被害内容、援助内容等） 3 児童の基本属性のみ（氏名、年齢、家族構成等） 4 その他
27	体制	情報連携	共有タイミング	すべての回答者	児童相談所・市区町村から警察に対して児童虐待通告事案に係る情報共有のタイミングについてお答え下さい	SA	1 2 3 4 5	1 各案件に関する情報の更新があるたびに共有 2 定期的に（月次等）に情報をまとめて共有 3 相談対応が終了した段階で案件ベースで共有 4 通告を受理した時点で案件ベースで共有 5 その他
28	体制	情報連携	共有方法	すべての回答者	児童相談所・市区町村から警察に対して児童虐待通告事案に係る情報共有の方法についてお答え下さい	SA	1 2 3 4	1 システムを活用してデータで共有 2 現在は紙・FAX等で共有しているが、情報共有用のシステムの導入を検討している 3 現在、紙・FAXで共有しており、今後もその方針である 4 その他の方法で共有している

(5/5)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
29	体制	マニュアル	連携ガイドライン	すべての回答者	警察と児童相談所・市区町村の連携に際して、以下の項目について現場で活用しているマニュアル・ガイドラインは次のいずれか 通告受理時に即時警察への情報共有をすべきかどうかの判断 家庭訪問時の警察への事前連絡の必要性の判断 家庭訪問時の警察への援助要請の必要性の判断 警察への経過報告のタイミングの判断 警察への経過報告時に共有すべき情報 立ち入り調査・臨検を実施する際の手順	MA		1 国の通知・ガイドライン 2 都道府県が作成したマニュアル・ガイドライン 3 貴機関にて独自に作成をしたマニュアル・ガイドライン 4 その他
30	体制	面前DV		すべての回答者	警察から児童相談所への面前DVによる心理的虐待通告を受けた場合、市区町村へ対応を依頼しているか	SA		1 面前DV事案であれば、市区町村に必ず対応を依頼している 2 面前DV事案の中で、通告時に緊急性・事件性が高くないと判断できた事案のみ市区町村に対応を依頼している 3 面前DV事案の通告を受けた際に、児童相談所での対応余力がない場合に、市区町村に対応を依頼している 4 面前DV事案の通告を受けた場合でも、原則、児童相談所で初期対応を行う
31	体制	面前DV		問26で2を回答した場合	面前DV事案の対応を市区町村に依頼する場合の判断基準は何か	MA		1 児童の性・年齢 2 児童の過去の通告履歴 3 児童の外傷の有無 4 親のDVの種類 5 親のDVの重篤度 6 その他
32	体制	面前DV		問26で2、3を回答した場合	面前DV事案の対応を市区町村に依頼する場合の依頼内容は	SA		1 初期の安全確認から市区町村へ依頼 2 児童相談所で初期の安全確認を実施の後、援助内容の決定のための調査以降を市区町村へ依頼 3 児童相談所で援助内容を決定した後、経過の観察・フォローを市区町村へ依頼 4 その他
33	過程	警察以外からの通告	共有基準	すべての回答者	警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案において、通告時に事件性・危険性の観点から警察への即時情報連携を行ったのは平成29年度において何件か	N		
34	過程	警察からの通告		すべての回答者	【ケース質問1】警察から書面通告を受けた児童虐待相談事案のうち、平成29年10月1日以降最初に対応したケース5件について詳しくご回答下さい。	MA		
					※4月は特殊要素があるため			
					警察から連絡を受けた曜日・日時	FA		
					当該事案の発生した曜日・日時	FA		
					虐待類型	SA	身体的虐待 性的虐待 ネグレクト 心理的虐待（面前DV除く） 面前DVによる心理的虐待	
					被害児童の性別・年齢	SA	性別・年齢	
					虐待加害親の起訴・不起訴	SA	起訴 不起訴	
		警察からの情報提供が何なのか詳しく聞きたい、警察が安全確認をしているはずなのでそれが誰なのかも聞きたい、対面的な説明があったのか、処遇意見があった（助言、継続指導、親子の分離があったか、処遇意見があったのか）						

(3) 市区町村向け

(1/4)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
1	基本属性	人口	人口	すべての回答者	管轄する地域のおおよその人口をお答え下さい (うち児童(15歳以下)の人口)	N		
2	基本属性	職員数	職員数	すべての回答者	児童虐待に関する業務を担当する職員数 (うち、児童福祉司・児童心理司と同様の資格を有する職員数)	N		
3	相談対応	虐待対応件数	虐待対応件数		虐待対応件数 うち身体的虐待 うち性的虐待 うちネグレクト うち心理的虐待 うち面前DV 警察からの通告件数	N		
4	体制	人材の交流	現職警察	すべての回答者	貴自治体には、現在警察から派遣をされている現職の警察官がいますか	SA	1	現在、在籍している 2 以前は在籍していたが今は在籍していない 3 今まで在籍していたことはない
5	体制	人材の交流	現職警察	問4で1の場合	現在、貴自治体に在籍されている警察官は何名ですか	N		
6	体制	人材の交流	現職警察	問5での回答人数分	貴自治体に勤務される直前での階級をお答えください	Matrix		1 警視正 2 警視 3 警部 4 警部補 5 巡査部長 6 巡査 7 その他 8 分からない
7	体制	人材の交流	現職警察	問5での回答人数分	警察との併任・専任についてお答えください	Matrix		1 併任(警察手帳を持ちながら、貴自治体で勤務をしている) 2 専任(警察手帳は持たずに、貴自治体で勤務をしている)
8	体制	人材の交流	現職警察	問5での回答人数分	貴自治体での職層についてお答えください	Matrix		1 部長級 2 次長級 3 課長級 4 課長補佐級 5 係長級 6 その他(相談員等) 7 分からない
9	体制	人材の交流	現職警察	問5での回答人数分	貴自治体で担当されている業務についてお答えください	Matrix		1 児童虐待案件に係る調査業務 2 保護者・被害児童との面接等の相談対応 3 児童の一時保護への同行 4 立ち入り調査・臨検への同行 5 裁判所との連絡の窓口 6 非行児童への指導・対応 7 要保護児童対策地域協議会への参加(児童相談所職員としての参加) 8 通告受理後の安全確認 9 児童相談所内での各種管理業務 10 一時保護所の指導員 11 警備員 12 その他
10	体制	人材の交流	現職警察	問4で1の場合	貴自治体における、現在の警察職員の受け入れ人数についてのお考えをお答え下さい そのようにお考えの理由をお聞かせください	SA FA	1	現在の人数で適切であると感じている 2 現在よりも人数が多いほうがよいと感じている
11	体制	人材の交流	現職警察	問4で2, 3の場合	今後、警察職員の受け入れの必要性を感じているか そのようにお考えの理由をお聞かせください	SA FA	1	はい 2 いいえ

(2/4)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
12	体制	人材の交流	警察OB	すべての回答者	貴自治体には、現在警察OBの職員がいますか	SA	1	現在、在籍している
								2 以前は在籍していたが今は在籍していない
								3 今まで在籍していたことはない
13	体制	人材の交流	警察OB	問12で1の場合	現在、貴自治体に在籍されている警察OBは何名ですか	N		
14	体制	人材の交流	警察OB	問13での回答人数分	貴自治体での職層についてお答えください	Matrix	1	部長級
								2 次長級
								3 課長級
								4 課長補佐級
								5 係長級
								6 その他（相談員等）
								7 分からない
15	体制	人材の交流	警察OB	問13での回答人数分	貴自治体で担当されている業務についてお答えください	Matrix	1	児童虐待案件に係る調査業務
								2 保護者・被害児童との面接等の相談対応
								3 児童の一時保護への同行
								4 立ち入り調査・臨検への同行
								5 裁判所との連絡の窓口
								6 非行児童への指導・対応
								7 要保護児童対策地域協議会への参加（児童相談所職員としての参加）
								8 通告受理後の安全確認
								9 児童相談所内での各種管理業務
								10 一時保護所の指導員
								11 警備員
								12 その他
16	体制	人材の交流	警察OB	問13で1の場合	貴自治体における、現在の警察OBの受け入れ人数についてのお考えをお答え下さい	SA	1	現在の人数で適切であると感じている
								2 現在よりも人数が多いほうがよいと感じている
					そのようにお考えの理由をお聞かせください	FA		
17	体制	人材の交流	警察OB	問13で2,3の場合	今後、警察OBの受け入れの必要性を感じているか	SA	1	はい
								2 いいえ
					そのようにお考えの理由をお聞かせください	FA		

(3/4)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
12	体制	人材の交流	警察OB	すべての回答者	貴自治体には、現在警察OBの職員がいますか	SA	1	現在、在籍している 2 以前は在籍していたが今は在籍していない 3 今まで在籍していたことはない
13	体制	人材の交流	警察OB	問12で1の場合	現在、貴自治体に在籍されている警察OBは何名ですか	N		
14	体制	人材の交流	警察OB	問13での回答人数分	貴自治体での職層についてお答えください	Matrix	1	1 部長級 2 次長級 3 課長級 4 課長補佐級 5 係長級 6 その他（相談員等） 7 分からない
15	体制	人材の交流	警察OB	問13での回答人数分	貴自治体で担当されている業務についてお答えください	Matrix	1	1 児童虐待案件に係る調査業務 2 保護者・被害児童との面接等の相談対応 3 児童の一時保護への同行 4 立ち入り調査・臨検への同行 5 裁判所との連絡の窓口 6 非行児童への指導・対応 7 要保護児童対策地域協議会への参加（児童相談所職員としての参加） 8 通告受理後の安全確認 9 児童相談所内での各種管理業務 10 一時保護所の指導員 11 警備員 12 その他
16	体制	人材の交流	警察OB	問13で1の場合	貴自治体における、現在の警察OBの受け入れ人数についてのお考えをお答え下さい そのようにお考えの理由をお聞かせください	SA FA	1	1 現在の人数で適切であると感じている 2 現在よりも人数が多いほうがよいと感じている
17	体制	人材の交流	警察OB	問13で2,3の場合	今後、警察OBの受け入れの必要性を感じているか そのようにお考えの理由をお聞かせください	SA FA	1	1 はい 2 いいえ
18	体制	研修	合同研修	すべての回答者	貴自治体が所属する都道府県では、児童虐待に係る業務を担当する貴自治体の職員と警察職員とが合同で参加をする研修・セミナー・勉強会等について、以下のようなものがどの程度の頻度で開催されていますか 1. 立ち入り調査・臨検等のロールプレイを行う研修 2. 児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修 3. 個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有	Matrix MA	1	1 年に数回程度開催されている 2 年に1度程度開催されている 3 数年に1度開催されている 4 開催されていない 5 分からない/把握していない
19	体制	研修	合同研修	すべての回答者	貴自治体が独自に警察及び警察署と合同で実施した研修・セミナー・勉強会等について、以下のようなものがどの程度の頻度で開催されていますか 1. 立ち入り調査・臨検等のロールプレイを行う研修 2. 児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修 3. 個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有	Matrix MA	1	1 年に数回程度開催されている 2 年に1度程度開催されている 3 数年に1度開催されている 4 開催されていない 5 分からない/把握していない

(4/4)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
20	体制	マニュアル	連携ガイドライン	すべての回答者	警察と児童相談所・市区町村の連携に際して、以下の項目について現場で活用しているマニュアル・ガイドラインは次のいずれか 通告受理時に即時警察への情報共有をすべきかどうかの判断 家庭訪問時の警察への事前連絡の必要性の判断 家庭訪問時の警察への援助要請の必要性の判断 警察への経過報告のタイミングの判断 警察への経過報告時に共有すべき情報 立ち入り調査・臨検を実施する際の手順	Matrix MA		1 国の通知・ガイドライン 2 都道府県が作成したマニュアル・ガイドライン 3 貴機関にて独自に作成をしたマニュアル・ガイドライン 4 その他
21	体制	面前DV		すべての回答者	児童相談所へ面前DVIによる心理的虐待通告があった場合に、その対応を貴自治体で引き受けているか	SA		1 児童相談所が通告を受けた面前DV事案であれば、貴自治体が必ず対応をしている 2 児童相談所が通告を受けた面前DV事案の中で、通告時に緊急性・事件性が高くないと判断できた事案のみ貴自治体が対応をしている 3 児童相談所が通告を受けた面前DV事案の中で、通告を受けた児童相談所での対応余力がない場合に、貴自治体が対応をしている 4 児童相談所が通告を受けた面前DV事案は、原則、児童相談所で初期対応を行う
22	体制	面前DV		問20で2を回答した場合	児童相談所が通告を受けた面前DV事案の対応を貴自治体に依頼する場合の判断基準は何か	MA		1 児童の性・年齢 2 児童の過去の通告履歴 3 児童の外傷の有無 4 親のDVの種類 5 親のDVの重篤度 6 その他
23	体制	面前DV		問20で2、3を回答した場合	面前DV事案の対応を市区町村に依頼する場合の依頼内容は	SA		1 初期の安全確認から市区町村へ依頼 2 児童相談所で初期の安全確認を実施の後、援助内容の決定のための調査以降を市区町村へ児童相談所で援助内容を決定した後、経過の観察・フォローを市区町村へ依頼 3 4 その他
24	過程	警察以外からの通告	共有基準	すべての回答者	警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案において、通告時に事件性・危険性の観点から警察への即時情報連携を行ったのは平成29年度において何件か	N		
25	過程	警察からの通告		すべての回答者	【ケース質問1】警察から書面通告を受けた児童虐待相談事案のうち、平成29年10月1日以降最初に対応したケース1件について詳しくご回答下さい。			※児童相談所と同じ

(4) 都道府県警察向け

(1/5)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
1	相談対応	虐待対応件数	虐待対応件数	すべての回答者	貴都道府県警察が平成29年度の1年間で通告を行った、虐待対応件数 うち身体的虐待 うち性的虐待 うちネグレクト うち心理的虐待 うち面前DV	N		
2	相談対応	マニュアル		すべての回答者	警察が児童虐待の疑いを認知した事案について、児童相談所に対して児童虐待通告を行うかどうかの基準についてお答え下さい	SA	1 2 3 4 5	1 貴都道府県警管内で基準を作成し、現場で活用している 2 貴都道府県警管内で作成した基準をベースに、各警察署が独自に基準を作成している 3 貴都道府県警では基準を作成しておらず、各警察署が独自に基準を作成している 4 貴都道府県では基準を作成しておらず、現場でどのような判断基準が活用されているのかは把握していない 5 その他
3	相談対応	マニュアル		すべての回答者	警察が児童虐待の疑いを認知した事案について、児童相談所に対して児童虐待通告を行うかどうかを判断する担当者についてお答え下さい（身柄通告の場合） 1.最終的な意思決定者 2.現場での主要な意思決定者	Matrix MA	1 2 3 4 5 6 7	1 臨場を行った警察官 2 臨場を行った警察官の上長 3 各警察署の担当者 4 貴都道府県警察の担当者 5 …… 6 …… 7 その他
4	相談対応	マニュアル		すべての回答者	警察が児童虐待の疑いを認知した事案について、児童相談所に対して児童虐待通告を行うかどうかを判断する担当者についてお答え下さい（書面通告の場合） 1.最終的な意思決定者 2.現場での主要な意思決定者	Matrix MA	1 2 3 4 5 6 7	1 臨場を行った警察官 2 臨場を行った警察官の上長 3 各警察署の担当者 4 貴都道府県警察の担当者 5 …… 6 …… 7 その他
5	相談対応	マニュアル		問2で1,2を回答した場合	貴都道府県警察が作成している通告基準についてお伺いします。その中で、児童相談所に対して身柄通告を行うか行わないかの基準についてお答え下さい。	SA	1 2 3 4 5	1 貴都道府県警管内で基準を作成し、現場で活用している 2 貴都道府県警管内で作成した基準をベースに、各警察署が独自に基準を作成している 3 貴都道府県警では基準を作成しておらず、各警察署が独自に基準を作成している 4 貴都道府県では基準を作成しておらず、現場でどのような判断基準が活用されているのかは把握していない 5 その他

(2/5)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
6	相談対応	マニュアル		すべての回答者	貴都道府県において、警察から児童相談所に対して児童虐待通告を行う場合における、警察本部の生活安全課・生活安全課との事前協議についてお答え下さい。	SA	1 2 3 4 5	1 必ず警察本部の生活安全課との事前協議を実施してから、児童相談所へ通告することとしている 2 原則、警察本部の生活安全課との事前協議を実施してから、児童相談所へ通告することとしているが、一部例外も認めている 3 警察本部の生活安全課との事前協議をしてから児童相談所へ通告することが望ましいが、事前協議をせずに通告することも認めている 4 警察本部の生活安全課との事前協議については特に基準を定めていない 5 その他
7	相談対応	マニュアル		すべての回答者	貴都道府県警察が作成している基準についてお伺いします。児童相談所に対して児童虐待通告を行う場合の保護者への事前の告知・説明についてお答えください。	SA	1 2 3 4 5	1 必ず保護者への告知・説明を行うこととしている 2 原則、保護者への告知・説明を行うこととしているが、一部例外も認めている 3 保護者への告知・説明を行うことが望ましいが、告知・説明を行わずに通告することも認めている 4 保護者への告知・説明については特に基準を定めていない 5 その他
8	相談対応	マニュアル		すべての回答者	貴都道府県警察が作成している基準についてお伺いします。児童相談所に通告を行う場合の、児童相談所への各事案の内容説明についてお答え下さい。	SA	1 2 3 4	1 身柄通告・書面通告を問わず、警察官が児童相談所に向向いて個々の内容について説明することを原則としている 2 身柄通告については、警察官が児童相談所に向向いて個々の内容について説明することを原則としているが、書面通告についてはその限りではない 3 身柄通告・書面通告を問わず、警察官が児童相談所に向向いて個々の内容について説明することについては基準を定めていない 4 その他
9	相談対応	情報連携		全ての回答者	児童相談所に通告を行う場合の、通告書への記載について、以下の項目毎にお答え下さい。 1.児童の氏名 2.児童の住所 3.家族構成 4.虐待類型 5.児童の外傷及びその程度 6.児童の様子 (発言内容・精神状態・表情 等) 7.保護者の様子 (発言内容・精神状態・表情 等) 8.通告に対する保護者の同意有無 9.児童相談所への通告を要すると認めた理由 10.児童相談所への処遇意見	Matrix MA	1 2 3 4 5 6	1 必ず記載をする 2 原則記載をするが、把握できない場合はその限りではない 3 記載することが望ましいとしている 4 記載をするかどうかについては、各警察署・現場判断としている 5 記載していない(申し送り事項等にコメントとして記載される場合を除く) 6 その他
10	相談対応	情報連携		全ての回答者	児童相談所に通告を行った事案で、児童相談所から照会があった場合の対応についてお答え下さい。	SA	1 2 3 4 5	1 原則、警察署の生活安全担当課の担当者が、事例ごとに照会に応じるようにしている 2 原則、当該事例の対応にあたった警察官が直接、児童相談所からの照会に応じるようにしている 3 各、警察署・現場の判断としている 4 その他 5 分からない・把握していない

(3/5)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
11	相談対応	情報連携		全ての回答者	児童相談所から情報提供を受けた事案で、犯罪捜査を行う場合における、児童相談所との事前協議の実施状況についてお答えください。	SA		1 必ず事前に児童相談所と協議を行うこととしている 2 原則として事前に児童相談所と協議を行うこととしているが、例外も認めている 3 事前に児童相談所と協議を行うことが望ましいとしている 4 事前に児童相談所と協議を行うかどうかは、各警察署・現場の判断としている 5 その他 6 分からない・把握していない
12	相談対応	情報連携		全ての回答者	児童相談所から情報提供を受けた事案で、犯罪捜査を行う場合における、児童相談所への事前報告の実施状況についてお答えください。	SA		1 必ず事前に児童相談所に事前報告を行うこととしている 2 原則として事前に児童相談所に報告を行うこととしているが、例外も認めている 3 事前に児童相談所へ報告を行うことが望ましいとしている 4 事前に児童相談所へ報告を行うかどうかは、各警察署・現場の判断としている 5 その他 6 分からない・把握していない
13	相談対応	情報連携		全ての回答者	児童相談所から情報提供を受けた事案で、保護者を逮捕した際の報道発表における、児童相談所との事前協議の実施状況についてお答えください。	SA		1 必ず事前に児童相談所と協議を行うこととしている 2 原則として事前に児童相談所と協議を行うこととしているが、例外も認めている 3 事前に児童相談所と協議を行うことが望ましいとしている 4 事前に児童相談所と協議を行うかどうかは、各警察署・現場の判断としている 5 その他 6 分からない・把握していない
14	相談対応	情報連携		全ての回答者	児童相談所から情報提供を受けた事案で、保護者を逮捕した際の報道発表における、児童相談所への事前報告の実施状況についてお答えください。	SA		1 必ず事前に児童相談所に事前報告を行うこととしている 2 原則として事前に児童相談所に報告を行うこととしているが、例外も認めている 3 事前に児童相談所へ報告を行うことが望ましいとしている 4 事前に児童相談所へ報告を行うかどうかは、各警察署・現場の判断としている 5 その他 6 分からない・把握していない
15	体制	人材の交流	方針	すべての回答者	貴都道府県警察において現職の警察職員を児童相談所へ派遣しているか	SA		1 現在派遣している 2 以前は派遣していたが、現在は派遣していない 3 今まで派遣をしたことはない 4 分からない/把握していない
16	体制	人材の交流	方針	問14で1を回答している場合	今後、警察職員の児童相談所への派遣人数について、どのようにお考えですか そのようにお考えの理由をお聞かせください	SA FA		1 増やしたい 2 現状の人数でよい
17	体制	人材の交流	方針	問14で2,3を回答している場合	今後、警察職員の児童相談所への派遣について、どのようにお考えですか そのようにお考えの理由をお聞かせください	SA FA		1 派遣したいと考えており、予定をしている 2 派遣したいと考えているが、現時点では派遣の予定はない 3 派遣することは考えていない
18	体制	人材の交流	方針	すべての回答者	貴都道府県警察において警察職員のOBを児童相談所に派遣しているか	SA		1 現在派遣している 2 以前は派遣していたが、現在は派遣していない 3 今まで派遣をしたことはない 4 分からない/把握していない
19	体制	人材の交流	方針	問17で1を回答している場合	今後、警察職員OBの児童相談所への派遣人数について、どのようにお考えですか そのようにお考えの理由をお聞かせください	SA FA		1 増やしたい 2 現状の人数でよい
20	体制	人材の交流	方針	問17で2,3を回答している場合	今後、警察職員OBの児童相談所への派遣について、どのようにお考えですか そのようにお考えの理由をお聞かせください	SA FA		1 派遣したいと考えており、予定をしている 2 派遣したいと考えているが、現時点では派遣の予定はない 3 派遣することは考えていない

(4/5)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
21	体制	人材の交流	方針	すべての回答者	貴都道府県警察において児童福祉司・児童心理司等の児童虐待相談に対応する専門職を、警察で受け入れているか	SA	1	受け入れている
							2	以前は受け入れていたが、現在は受け入れていない
							3	今まで受け入れたことはない
							4	分からない/把握をしていない
22	体制	人材の交流	方針	問19で1を回答している場合	今後、児童虐待相談に対応する専門職の受け入れについて、どのようにお考えですか	SA	1	増やしたい
					そのようにお考えの理由をお聞かせください	FA	2	現状の人数でよい
23	体制	人材の交流	方針	問19で2,3を回答している場合	今後、児童虐待相談に対応する専門職の受け入れについて、どのようにお考えですか	SA	1	受け入れたいと考えており、予定をしている
					そのようにお考えの理由をお聞かせください	FA	2	受け入れたいと考えているが、現時点では受け入れの予定はない
							3	受け入れることは考えていない
24	相談対応	研修			警察官に対する、児童虐待事案の対応についての研修に関して、以下の職員毎にお答え下さい。なお、過去1年間の実績についてお答え下さい。 1.警察本部所属の生活安全部の警察官 2.警察署所属の生活安全担当課の警察官 3.交番・派出所の警察官	Matrix MA	1	児童相談所が開催する研修へ警察官を参加させた
							2	都道府県・政令市等が開催する、警察官と児童相談所職員の合同研修に警察官を参加させた
							3	貴都道府県警が警察官に対して、児童虐待事案の対応について研修を行った
							4	研修への参加については貴都道府県警では把握をしていない
							5	その他
25	相談対応	研修			警察官に対する、児童虐待事案の対応についての研修に関して、以下の職員毎にお答え下さい。なお、過去1年間の実績についてお答え下さい。 1.警察本部所属の生活安全部の警察官 2.警察署所属の生活安全担当課の警察官 3.交番・派出所の警察官		1	立ち入り調査・臨検のロールプレイ研修
							2	児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修
							3	臨場時に児童虐待の疑いが認められた場合の対応に関する研修
							4	・・・
							5	その他

(5/5)

設問番号	大項目	中項目	小項目	回答条件	設問	設問方式	#	選択肢
26	体制	情報連携	共有件数	すべての回答者	貴都道府県警と自治体との間で児童虐待事案に係る情報連携に関する協定を締結しているか	SA	1 2 3 4 5 6	1 現在、締結しており、内容の見直しについて具体的な検討を進めている 2 現在、締結しており、特に内容の見直しについては具体的な検討をしていない 3 現在、締結はしていないが、締結に向けて具体的な検討を進めている 4 現在は締結しておらず、具体的な検討も始めてはいるが、締結をしたいと考えている 5 現在は締結しておらず、特に締結をする予定もない 6 その他
27	体制	情報連携	共有件数	問22で1、2を回答した場合	児童相談所が通告を受けた児童虐待相談について、児童相談所から警察への情報共有を行う案件として当てはまるものをお答え下さい	SA	1 2 3 4	1 児童相談所・市区町村が通告を受けた案件全てが警察に共有される 2 児童相談所・市区町村が通告を受けた案件のうち、児童虐待と認定された案件全てが警察に共有される 3 児童虐待と認定された案件の中から、一定の基準に合致した案件が警察に共有される 4 その他
28	体制	情報の活用	活用方法	すべての回答者	児童相談所から共有される、児童の相談対応履歴について、それらの情報を参照する場面として該当するものはどれか	MA FA	1 2 3 4 5	1 児童に関する110番通報を受け、現場に向かう前 2 児童相談所に児童虐待としての通告を行うかどうかのアセスメント時 3 児童の両親に関する110番通報を受け、現場に向かう前 4 児童の両親に係る捜査時 5 その他
29	体制	情報の活用	児童相談所への問い合わせ	すべての回答者	児童相談所から共有された情報を参照した場合に、警察側から児童相談所に詳細の確認等のコンタクトを取る場面として該当するものはどれか	MA FA	1 2 3 4 5	1 児童に関する110番通報を受け、現場に向かう前 2 児童相談所に児童虐待としての通告を行うかどうかのアセスメント時 3 児童の両親に関する110番通報を受け、現場に向かう前 4 児童の両親に係る捜査時 5 その他
30	体制	情報の活用	情報の有用性	すべての回答者	児童相談所から共有されている、相談対応履歴の中で、貴都道府県警察において特に有益と考えられるものは何か	MA FA	1 2 3 4 5	1 児童の相談対応に関する全ての情報 2 相談対応の概要（基本属性、被害内容、援助内容等） 3 児童の基本属性（氏名、年齢、家族構成等） 4 児童の家族に関する情報 5 その他

2-2 第1段階の調査票案の作成

検討委員会の委員の意見・助言を反映して調査票の初案を作成した。
各調査票の具体的な設問構成については、下図を参照されたい。

図表6 調査票の全体像

(1) 知事部局向け



(2) 児童相談所向け

目的	把握すべきこと	対応する設問群											
児童虐待相談対応における業務や連携の実態の把握 それに伴う課題等を整理	基本情報	<table border="1"> <tr><td>自治体</td><td>Q1: 都道府県名、Q2: 機関名(〇×児童相談所)、Q3: 人口(平成30年3月末)</td></tr> <tr><td>機関</td><td>Q4: 運営開始年、Q5: 職員数、専門職数</td></tr> <tr><td>対応状況</td><td>Q6: 虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告)、性別、年代、通告対応のタイミング、一時保護の実施状況) Q7: 警察からの通告対応の情報連携実態(警察官業所対面協議の割合)</td></tr> </table>	自治体	Q1: 都道府県名、Q2: 機関名(〇×児童相談所)、Q3: 人口(平成30年3月末)	機関	Q4: 運営開始年、Q5: 職員数、専門職数	対応状況	Q6: 虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告)、性別、年代、通告対応のタイミング、一時保護の実施状況) Q7: 警察からの通告対応の情報連携実態(警察官業所対面協議の割合)					
	自治体	Q1: 都道府県名、Q2: 機関名(〇×児童相談所)、Q3: 人口(平成30年3月末)											
	機関	Q4: 運営開始年、Q5: 職員数、専門職数											
	対応状況	Q6: 虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告)、性別、年代、通告対応のタイミング、一時保護の実施状況) Q7: 警察からの通告対応の情報連携実態(警察官業所対面協議の割合)											
	人事交流の状況	<table border="1"> <tr><td>Q8: 児童相談所への現職警察官の配置状況</td></tr> <tr><td>(配置の場合) Q9: 人数、Q10: 警察官の職歴、Q11: 警察官の階級別人数、Q12: 警察官の専任・併任状況、Q13: 警察官の職層、Q14: 警察官の担当業務、Q15: 配置人数の増減意向</td></tr> <tr><td>(配置していない場合) Q16: 配置意向</td></tr> <tr><td>Q17: 児童相談所への警察OBの配置状況</td></tr> <tr><td>(配置の場合) Q18: 警察OBの職層、Q19: 警察OBの担当業務、Q20: 配置人数の増減意向</td></tr> <tr><td>(配置していない場合) Q21: 配置意向</td></tr> </table>	Q8: 児童相談所への現職警察官の配置状況	(配置の場合) Q9: 人数、Q10: 警察官の職歴、Q11: 警察官の階級別人数、Q12: 警察官の専任・併任状況、Q13: 警察官の職層、Q14: 警察官の担当業務、Q15: 配置人数の増減意向	(配置していない場合) Q16: 配置意向	Q17: 児童相談所への警察OBの配置状況	(配置の場合) Q18: 警察OBの職層、Q19: 警察OBの担当業務、Q20: 配置人数の増減意向	(配置していない場合) Q21: 配置意向					
	Q8: 児童相談所への現職警察官の配置状況												
(配置の場合) Q9: 人数、Q10: 警察官の職歴、Q11: 警察官の階級別人数、Q12: 警察官の専任・併任状況、Q13: 警察官の職層、Q14: 警察官の担当業務、Q15: 配置人数の増減意向													
(配置していない場合) Q16: 配置意向													
Q17: 児童相談所への警察OBの配置状況													
(配置の場合) Q18: 警察OBの職層、Q19: 警察OBの担当業務、Q20: 配置人数の増減意向													
(配置していない場合) Q21: 配置意向													
研修体制	<table border="1"> <tr><td>Q22: 都道府県(本庁)において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度</td></tr> <tr><td>Q23: 児童相談所独自に警察・警察署と合同で実施する研修等の頻度</td></tr> </table>	Q22: 都道府県(本庁)において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度	Q23: 児童相談所独自に警察・警察署と合同で実施する研修等の頻度										
Q22: 都道府県(本庁)において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度													
Q23: 児童相談所独自に警察・警察署と合同で実施する研修等の頻度													
情報連携の実態	<table border="1"> <tr><td>Q24: 県警と自治体との情報連携協定の締結状況</td></tr> <tr><td>Q25: 児童相談所の本来の機能から鑑み警察と連携して対応することは妥当と考えるか</td></tr> <tr><td>Q26: 警察が児童相談所に情報提供する方法としての通告が妥当と考えるか</td></tr> <tr><td>Q27: 警察が情報提供等連携したことで業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)</td></tr> <tr><td>Q28: 児童相談所が通告を受けた事業虐待相談のうち、児童相談所から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別)</td></tr> <tr><td>Q29: (協定検討中の場合) 全件共有の導入意向 / Q30: (選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準</td></tr> <tr><td>Q31: 協同面接と児童相談所独自の事実確認面接を並ぶ基準</td></tr> <tr><td>Q32: 児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報項目</td></tr> <tr><td>Q33: 児童相談所から警察に対して情報共有するタイミング</td></tr> <tr><td>Q34: 児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報共有手段</td></tr> <tr><td>Q35: 都道府県におけるシステム等の効率化施策の導入予定</td></tr> <tr><td>Q36: 警察と児童相談所 市区町村の連携における判断が必要な時に活用しているマニュアル/ガイドライン</td></tr> </table>	Q24: 県警と自治体との情報連携協定の締結状況	Q25: 児童相談所の本来の機能から鑑み警察と連携して対応することは妥当と考えるか	Q26: 警察が児童相談所に情報提供する方法としての通告が妥当と考えるか	Q27: 警察が情報提供等連携したことで業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)	Q28: 児童相談所が通告を受けた事業虐待相談のうち、児童相談所から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別)	Q29: (協定検討中の場合) 全件共有の導入意向 / Q30: (選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準	Q31: 協同面接と児童相談所独自の事実確認面接を並ぶ基準	Q32: 児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報項目	Q33: 児童相談所から警察に対して情報共有するタイミング	Q34: 児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報共有手段	Q35: 都道府県におけるシステム等の効率化施策の導入予定	Q36: 警察と児童相談所 市区町村の連携における判断が必要な時に活用しているマニュアル/ガイドライン
Q24: 県警と自治体との情報連携協定の締結状況													
Q25: 児童相談所の本来の機能から鑑み警察と連携して対応することは妥当と考えるか													
Q26: 警察が児童相談所に情報提供する方法としての通告が妥当と考えるか													
Q27: 警察が情報提供等連携したことで業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)													
Q28: 児童相談所が通告を受けた事業虐待相談のうち、児童相談所から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別)													
Q29: (協定検討中の場合) 全件共有の導入意向 / Q30: (選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準													
Q31: 協同面接と児童相談所独自の事実確認面接を並ぶ基準													
Q32: 児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報項目													
Q33: 児童相談所から警察に対して情報共有するタイミング													
Q34: 児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報共有手段													
Q35: 都道府県におけるシステム等の効率化施策の導入予定													
Q36: 警察と児童相談所 市区町村の連携における判断が必要な時に活用しているマニュアル/ガイドライン													
面前DVへの対応状況	<table border="1"> <tr><td>Q37: 児童相談所が警察から面前DVIによる心理的虐待通告を受けた場合、市区町村へ対応を依頼しているか</td></tr> <tr><td>Q38: (状況による場合) 緊急性・事件性が「高く」と判断する基準</td></tr> <tr><td>Q39: (市区町村へ対応依頼する場合) 依頼内容、件数</td></tr> <tr><td>Q40: (市区町村へ対応依頼する場合) 依頼内容、件数</td></tr> <tr><td>Q41: 警察から面前DVIの通告があった場合に児童相談所で初期対応することの必要性</td></tr> </table>	Q37: 児童相談所が警察から面前DVIによる心理的虐待通告を受けた場合、市区町村へ対応を依頼しているか	Q38: (状況による場合) 緊急性・事件性が「高く」と判断する基準	Q39: (市区町村へ対応依頼する場合) 依頼内容、件数	Q40: (市区町村へ対応依頼する場合) 依頼内容、件数	Q41: 警察から面前DVIの通告があった場合に児童相談所で初期対応することの必要性							
Q37: 児童相談所が警察から面前DVIによる心理的虐待通告を受けた場合、市区町村へ対応を依頼しているか													
Q38: (状況による場合) 緊急性・事件性が「高く」と判断する基準													
Q39: (市区町村へ対応依頼する場合) 依頼内容、件数													
Q40: (市区町村へ対応依頼する場合) 依頼内容、件数													
Q41: 警察から面前DVIの通告があった場合に児童相談所で初期対応することの必要性													
具体的事案について	<table border="1"> <tr><td>Q41: 児童相談所実施した警察へ援助要請の事案数</td></tr> <tr><td>Q42: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数</td></tr> <tr><td>Q43: 警察から書面通告を受けた事案で対応したケース1</td></tr> <tr><td>Q44: 警察から身柄付き通告を受けた事案で対応したケース2</td></tr> <tr><td>Q45: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース3、Q46: 同状況で即時情報連携を行わなかったケース4</td></tr> </table>	Q41: 児童相談所実施した警察へ援助要請の事案数	Q42: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数	Q43: 警察から書面通告を受けた事案で対応したケース1	Q44: 警察から身柄付き通告を受けた事案で対応したケース2	Q45: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース3、Q46: 同状況で即時情報連携を行わなかったケース4							
Q41: 児童相談所実施した警察へ援助要請の事案数													
Q42: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数													
Q43: 警察から書面通告を受けた事案で対応したケース1													
Q44: 警察から身柄付き通告を受けた事案で対応したケース2													
Q45: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース3、Q46: 同状況で即時情報連携を行わなかったケース4													

(3) 市区町村向け

目的	把握すべきこと	対応する設問群								
児童虐待相談対応における業務や連携の実態の把握 それに伴う課題等を整理	基本情報	<table border="1"> <tr><td>自治体</td><td>Q1: 人口(平成30年3月末)</td></tr> <tr><td>機関</td><td>Q2: 児童虐待に関する業務を担当する職員数、専門職数</td></tr> <tr><td>対応状況</td><td>Q3: 虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告))</td></tr> </table>	自治体	Q1: 人口(平成30年3月末)	機関	Q2: 児童虐待に関する業務を担当する職員数、専門職数	対応状況	Q3: 虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告))		
	自治体	Q1: 人口(平成30年3月末)								
	機関	Q2: 児童虐待に関する業務を担当する職員数、専門職数								
	対応状況	Q3: 虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告))								
	人事交流の状況	<table border="1"> <tr><td>Q4: 児童虐待対応課への現職警察官の配置状況</td></tr> <tr><td>(配置の場合) Q5: 人数、Q6: 警察官の階級別人数、Q7: 警察官の専任・併任状況、Q8: 警察官の職層、Q9: 警察官の担当業務、Q10: 配置人数の増減意向</td></tr> <tr><td>(配置していない場合) Q11: 配置意向</td></tr> <tr><td>Q12: 児童虐待対応課への警察OBの配置状況</td></tr> <tr><td>(配置の場合) Q13: 人数、Q14: 警察OBの職層、Q15: 警察OBの担当業務、Q16: 配置人数の増減意向</td></tr> <tr><td>(配置していない場合) Q17: 配置意向</td></tr> </table>	Q4: 児童虐待対応課への現職警察官の配置状況	(配置の場合) Q5: 人数、Q6: 警察官の階級別人数、Q7: 警察官の専任・併任状況、Q8: 警察官の職層、Q9: 警察官の担当業務、Q10: 配置人数の増減意向	(配置していない場合) Q11: 配置意向	Q12: 児童虐待対応課への警察OBの配置状況	(配置の場合) Q13: 人数、Q14: 警察OBの職層、Q15: 警察OBの担当業務、Q16: 配置人数の増減意向	(配置していない場合) Q17: 配置意向		
	Q4: 児童虐待対応課への現職警察官の配置状況									
	(配置の場合) Q5: 人数、Q6: 警察官の階級別人数、Q7: 警察官の専任・併任状況、Q8: 警察官の職層、Q9: 警察官の担当業務、Q10: 配置人数の増減意向									
(配置していない場合) Q11: 配置意向										
Q12: 児童虐待対応課への警察OBの配置状況										
(配置の場合) Q13: 人数、Q14: 警察OBの職層、Q15: 警察OBの担当業務、Q16: 配置人数の増減意向										
(配置していない場合) Q17: 配置意向										
研修体制	<table border="1"> <tr><td>Q18: 都道府県において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度</td></tr> <tr><td>Q19: 要保護児童対策地域協議会で警察と合同で実施する研修等の頻度</td></tr> </table>	Q18: 都道府県において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度	Q19: 要保護児童対策地域協議会で警察と合同で実施する研修等の頻度							
Q18: 都道府県において専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度										
Q19: 要保護児童対策地域協議会で警察と合同で実施する研修等の頻度										
情報連携の実態	<table border="1"> <tr><td>Q20: 警察と児童相談所 市区町村の連携において現場で活用しているマニュアル/ガイドライン</td></tr> <tr><td>Q21: 警察が情報提供等連携したことで業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)</td></tr> <tr><td>Q22: 市区町村と県警との情報連携協定の締結状況</td></tr> <tr><td>Q23: 警察に対する情報共有する際の連絡経路</td></tr> <tr><td>Q24: 市区町村が通告を受けた事業虐待相談のうち、市区町村から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別)</td></tr> <tr><td>Q25: (選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準</td></tr> <tr><td>Q26: 市区町村から警察に対して情報共有する際の情報項目</td></tr> <tr><td>Q27: 市区町村から警察に対して情報共有するタイミング</td></tr> <tr><td>Q28: 市区町村から警察に対して情報共有する際の情報共有手段</td></tr> </table>	Q20: 警察と児童相談所 市区町村の連携において現場で活用しているマニュアル/ガイドライン	Q21: 警察が情報提供等連携したことで業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)	Q22: 市区町村と県警との情報連携協定の締結状況	Q23: 警察に対する情報共有する際の連絡経路	Q24: 市区町村が通告を受けた事業虐待相談のうち、市区町村から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別)	Q25: (選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準	Q26: 市区町村から警察に対して情報共有する際の情報項目	Q27: 市区町村から警察に対して情報共有するタイミング	Q28: 市区町村から警察に対して情報共有する際の情報共有手段
Q20: 警察と児童相談所 市区町村の連携において現場で活用しているマニュアル/ガイドライン										
Q21: 警察が情報提供等連携したことで業務に支障が生じたことがあるか(有無、支障の内容)										
Q22: 市区町村と県警との情報連携協定の締結状況										
Q23: 警察に対する情報共有する際の連絡経路										
Q24: 市区町村が通告を受けた事業虐待相談のうち、市区町村から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別)										
Q25: (選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準										
Q26: 市区町村から警察に対して情報共有する際の情報項目										
Q27: 市区町村から警察に対して情報共有するタイミング										
Q28: 市区町村から警察に対して情報共有する際の情報共有手段										
面前DVへの対応状況	<table border="1"> <tr><td>Q29: 児童相談所へ面前DVIによる心理的虐待通告があった場合、市区町村の児童虐待対応課で引き受けているか</td></tr> <tr><td>Q30: (状況による場合) 市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準</td></tr> <tr><td>Q31: (児童相談所から対応を依頼される場合) 市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数</td></tr> <tr><td>Q32: 面前DVIに対応するのが最も適切と思う機関</td></tr> </table>	Q29: 児童相談所へ面前DVIによる心理的虐待通告があった場合、市区町村の児童虐待対応課で引き受けているか	Q30: (状況による場合) 市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準	Q31: (児童相談所から対応を依頼される場合) 市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数	Q32: 面前DVIに対応するのが最も適切と思う機関					
Q29: 児童相談所へ面前DVIによる心理的虐待通告があった場合、市区町村の児童虐待対応課で引き受けているか										
Q30: (状況による場合) 市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準										
Q31: (児童相談所から対応を依頼される場合) 市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数										
Q32: 面前DVIに対応するのが最も適切と思う機関										
泣き声通告への対応状況	<table border="1"> <tr><td>Q33: 泣き声通告があった場合に市区町村の児童虐待対応課で引き受けているか</td></tr> <tr><td>Q34: (状況による場合) 市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準</td></tr> <tr><td>Q35: (児童相談所から対応を依頼される場合) 市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数</td></tr> <tr><td>Q36: 泣き声通告に対応するのが最も適切と思う機関</td></tr> </table>	Q33: 泣き声通告があった場合に市区町村の児童虐待対応課で引き受けているか	Q34: (状況による場合) 市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準	Q35: (児童相談所から対応を依頼される場合) 市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数	Q36: 泣き声通告に対応するのが最も適切と思う機関					
Q33: 泣き声通告があった場合に市区町村の児童虐待対応課で引き受けているか										
Q34: (状況による場合) 市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準										
Q35: (児童相談所から対応を依頼される場合) 市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数										
Q36: 泣き声通告に対応するのが最も適切と思う機関										
具体的事案について	<table border="1"> <tr><td>Q37: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数</td></tr> <tr><td>Q38: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース1</td></tr> <tr><td>Q39: 警察以外から通告を受けた事案で警察に情報共有を行わなかったケース2</td></tr> </table>	Q37: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数	Q38: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース1	Q39: 警察以外から通告を受けた事案で警察に情報共有を行わなかったケース2						
Q37: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数										
Q38: 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース1										
Q39: 警察以外から通告を受けた事案で警察に情報共有を行わなかったケース2										

(4) 都道府県警察向け

目的	把握すべきこと	対応する設問群
児童虐待相談対応における業務や連携の実態の把握 それに伴う課題等を整理	基本情報	対応件数 Q1: 児童虐待の疑いとして児童相談所へ通告した人数、虐待種別内訳 情報連携についての考え Q2: 児童相談所から児童虐待情報を受けることについての考え Q3: (積極的に受ける必要はないと考える場合)の理由
	児童相談所へ通告する場合の取り決め・運用	Q4: 警察が児童相談所へ児童虐待通告を実施する場合の基準の整備・運用状況 Q7: (基準がある場合)身柄付き通告を行う基準の整備・運用状況 Q5: 警察署が児童虐待の疑いを認知した場合の初動対応を行う部門/児童虐待通告の可否判断の手順 Q6: 通告の可否、身柄付き通告か書面通告かの判断で重視する事項 Q8: 警察から児童相談所へ児童虐待通告を行う場合の警察本部担当課と警察署の事前協議の実施状況 Q9: 児童相談所に通告を行う場合の内容説明の実施状況 Q10: 児童相談所に通告を行う際の通告書の記載内容と記載するかどうかの判断状況 Q11: 児童相談所に通告を行った事案で、児童相談所から照会があった場合の対応
	児童相談所・警察間の事前協議・連絡	Q12: 児童相談所から情報提供を受けた事案で、犯罪捜査を行う場合の児童相談所との事前協議の実施状況 Q13: 児童相談所から情報提供を受けた事案で、犯罪捜査を行う場合の児童相談所への事前連絡の実施状況 Q14: 児童相談所から情報提供を受けた事案で、保護者を逮捕した際の報道発表に関し児童相談所との事前協議の実施状況 Q15: 児童相談所から情報提供を受けた事案で、保護者を逮捕した際の報道発表に関し児童相談所との事前連絡の実施状況
	人材交流の状況	Q16: 規模の警察官の児童相談所への配置状況 Q17: (配置の場合)人数 / Q18: (配置していない場合)配置意向 Q19: 児童虐待相談に対応する専門職を配置しているか Q20: (配置の場合)配置人数の増減意向 / Q21: (配置していない場合)配置意向
	研修体制	Q22: 警察官対象の児童虐待事案対応強化研修の参加状況 Q23: 上記研修内容
	共同面接	Q24: 虐待被害児童への聴取の際、協同面接と通常の調べの優先順位の基準
	自治体との情報連携の実態	Q25: 県警と自治体との情報連携協定の締結状況 Q26: (協定締結の場合)市区町村から警察への情報共有を行う基準
	児童相談所との情報連携の実態	Q27: 警察が児童相談所から共有される相談対応履歴情報を参照する場面 Q28: 児童相談所から共有された情報について警察側から児童相談所に確認等のコンタクトを取る場面 Q29: 児童相談所から共有される相談対応履歴の中で特に有益と考えられるもの Q30: 児童相談所から共有された情報の保管方法

(5) 全体像

目的	把握すべきこと	対応する設問群
(児童虐待相談対応における業務や連携の実態の把握) それに伴う課題等を整理	体制、案件数等の実態	Q: 管轄地域の人口 Q: 職員数、専門職数 Q: 虐待相談対応件数・内訳、警察からの通告件数 Q: 警察からの通告対応の情報連携実態、警察での通告の可否の判断手順・基準 Q: 人材交流(児相等への警察官・OBの配置)状況と今後の意向、(合同)研修の頻度、参加状況
	連携の実態と課題	Q: 県警と自治体の情報連携協定の締結状況 Q: 児童相談所から警察への情報共有(基準、連絡経路、コンタクトを取る場面、相談履歴情報の活用) Q: 児相と警察の連携についての考え、業務への支障の有無・内容 Q: 警察から児相へ通告を行う場合の事前協議、児童からの連携案件の捜査・報道発表の事前協議・連絡
	緊急性の高い事案への連携対応状況	Q: 児相から警察への情報共有の取り決め・ルール、共有案件の範囲・基準 Q: 全件共有の導入意向、共同面接の実施基準 Q: 児相・市区町村から警察へ情報共有する際の項目、タイミング、手段、システム、マニュアル・ガイドライン
	ケース収集	Q: 警察から通告を受けたケースの具体事例 Q: 警察以外から通告を受けた事案で警察に情報連携・共有を行ったケース、行わなかったケース

この段階で作成された調査票(1)～(4)の調査対象間の関係性を俯瞰するため、大項目ごとの調査項目を下記のとおり整理した。

なお、大項目ごとに検討委員会前に各委員から頂いたご意見を列記した。

図表 7 大項目ごとの調査項目(対象別項目比較)

(1) 基本属性、虐待相談対応通告・連携状況

本項目では、クロス集計時の説明変数としての基本情報の取得、及び虐待相談対応の連携実態の把握を目的としている。虐待相談対応の連携実績の過多はクロス分析の際にも連携の実態や連携の質の分析・評価につながるものと期待される重要な項目である。

大項目	中項目	小項目	#	知事部局	#	児童相談所	#	市区町村	#	警察
基本属性	人口	人口	1	都道府県名	1	都道府県名				
			2	機関名(〇〇児童相談所)						
		2	人口(平成30年3月末)	3	人口(平成30年3月末)	1	人口(うち18歳未満)(平成30年3月末)			
	職員数			4	運営開始年					
				5	職員数、専門職数	2	児童虐待に関する業務を担当する職員数、専門職数			
虐待相談対応通告・連携状況	対応件数	件数			6	虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告)、性別、年代、通告対応のタイミング、一時保護の実施状況)	3	虐待相談対応件数、虐待種別内訳(虐待種別(うち警察からの通告))	1	児童虐待の疑いとして児童相談所へ通告した人数、虐待種別内訳
					7	警察からの通告対応の情報連携実態(警察官来所対面協議の割合)			5	警察署が児童虐待の疑いを認知した場合の初動対応を行う部門
	警察からの通告							5	児童虐待通告の可否の判断の手順	
								6	通告の可否、身柄付き通告か書面通告かの判断で重視する事項	

- 検討委員会委員の意見による追加・修正
 - 警察からの通告対応の情報連携実態(警察官来所対面協議の割合)を定量化を図る設問を設定
 - 身柄通告付き以外の対面協議の実態、身柄通告の基準、通告可否・判断基準を独立した設問化
 - 警察署での初動捜査を行う部門を確認する設問を設定

(2) 人材の交流

本項目においては、情報連携の進捗状況に人材交流がどの程度、効果を為しているのかを把握することを目的としている。現職警官の配置やOBの配置の効果、ならびに警察での専門職の配置についても調査対象としている。

大項目	中項目	小項目	#	知事部局	#	児童相談所	#	市区町村	#	警察
体制	人材の交流	現職警官の配置	3	児童相談所への現職警官の配置状況	8	児童相談所への現職警官の配置状況	4	児童虐待対応課への現職警官の配置状況	16	現職の警察官の児童相談所への配置状況
			9	(配置の場合)人数	5	(配置の場合)人数	17	(配置の場合)人数		
			10	(配置の場合)警察官の職歴						
			11	(配置の場合)警察官の階級別人数	6	(配置の場合)警察官の階級別人数				
			12	(配置の場合)警察官の専任・併任状況	7	(配置の場合)警察官の専任・併任状況				
			13	(配置の場合)警察官の職層	8	(配置の場合)警察官の職層				
			14	(配置の場合)警察官の担当業務	9	(配置の場合)警察官の担当業務				
			4	(配置の場合)配置人数の増減意向	15	(配置の場合)配置人数の増減意向	10	(配置の場合)配置人数の増減意向		
			5	(配置していない場合)配置意向	16	(配置していない場合)配置意向	11	(配置していない場合)配置意向		
			18	(配置していない場合)配置意向						
体制	人材の交流	警察OBの配置	6	児童相談所への警察OBの配置状況	17	児童相談所への警察OBの配置状況	12	児童虐待対応課への警察OBの配置状況		
						13	(配置の場合)人数			
						14	(配置の場合)警察OBの職層			
						15	(配置の場合)警察OBの担当業務			
			7	(配置の場合)配置人数の増減意向	20	(配置の場合)配置人数の増減意向	16	(配置の場合)配置人数の増減意向		
			8	(配置していない場合)配置意向	21	(配置していない場合)配置意向	17	(配置していない場合)配置意向		
体制	人材の交流	警察での専門職の配置	9	警察への専門職(児童福祉司・児童心理司等)の配置状況				19	児童虐待相談に対応する専門職を配置しているか	
			10	(配置の場合)配置人数の増減			20	(配置の場合)配置人数の増減意向		
			11	(配置していない場合)配置意向			21	(配置していない場合)配置意向		

- 検討委員会委員の意見による追加・修正
 - 警察から児相に派遣されている職員の階級について設問を設定(派遣している警官の役職についての考え方を聞くかどうか)

(3) 合同研修

本項目では、情報連携の推進にあたって、合同研修の実施有無が連携の質にどの程度の影響を与えているのかを把握することを目的としている。なお、警察においては独自研修の実施状況を聴取することとした。

大項目	中項目	小項目	#	知事部局	#	児童相談所	#	市区町村	#	警察
体制	研修	合同研修	12	都道府県において専門職（児童福祉司・児童心理司等）と警察官が合同で参加する研修・セミナー・勉強会の頻度	22	都道府県（本庁）において専門職（児童福祉司・児童心理司等）と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度	18	都道府県において専門職（児童福祉司・児童心理司等）と警察官が合同で実施する研修・セミナー・勉強会の頻度		
					23	児童相談所独自に警察・警察署と合同で実施する研修等の頻度	19	要保護児童対策地域協議会で警察と合同で実施する研修等の頻度		
		独自研修							22	警察官対象の児童虐待事案対応力強化研修の参加状況
									23	上記研修内容

- 検討委員会委員の意見による追加・修正
 - 研修の実績、内容を設問化
 - 研修は児相が主催し市区町村・警察が主催することは無く参加するだけのため合同研修とは言えないとのご指摘あり
 - 警察が主催する研修を選択肢に追加

(5) 情報共有の取り決め・ルール

本項目では、情報連携時の取り決めやルールの有無、またこうした取り決め・ルールの機能実態についても明らかにすることを目的としている。あわせて、ルールの有無が実際の情報共有の内容にどのような影響を与えているのかも明らかにする。

大項目	中項目	小項目	#	知事部局	#	児童相談所	#	市区町村	#	警察	
連携の実態と課題	児童相談所から警察への情報共有の取り決め・ルール	共有基準	15	都道府県は児童相談所に通告があった児童虐待相談について児童相談所から警察へ情報共有するための取り決め・ルールを作成しているか							
			16	(作成している場合) 情報共有範囲(全件または基準による選別)	28	児童相談所が通告を受けた事業虐待相談のうち、児童相談所から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別)	24	市区町村が通告を受けた事業虐待相談のうち、市区町村から警察へ情報共有を行う案件の範囲(全件または基準による選別)	4	警察が児童相談所へ児童虐待通告を実施する場合の判断基準の整備・運用状況	
									9	児童相談所に通告を行う場合の内容説明の実施状況	
									10	児童相談所に通告を行う場合の通告書の記載内容と記載するかどうかの判断状況	
										11	児童相談所に通告を行った事業で、児童相談所から照会があった場合の対応
		17	(選別の場合) 情報共有判断基準	30	(選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準	25	(選別の場合) 児童相談所から警察への情報共有判断基準	7	(基準がある場合) 身柄付き通告を行う基準の整備・運用状況		
		18	(選別の場合) 全件共有の導入意向	29	(協定検討中の場合) 全件共有の導入意向						
		19	(全件共有導入の意向がない場合) その理由								
		協同面接		31	協同面接と児童相談所独自の事実確認面接を混ぶ基準				24	虐待被害児童への聴取の際、協同面接と通常の調べの優先順位の基準	
		情報連携	共有する情報	共有する情報	20	児童相談所・市区町村から警察に対して情報共有する際の情報項目	32	児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報項目	26	市区町村から警察に対して情報共有する際の情報項目	
				共有タイミング	21	児童相談所・市区町村から警察に対して情報共有するタイミング	33	児童相談所から警察に対して情報共有するタイミング	27	市区町村から警察に対して情報共有するタイミング	
				共有方法	22	児童相談所・市区町村から警察に対して情報共有する際の情報共有手段	34	児童相談所から警察に対して情報共有する際の情報共有手段	28	市区町村から警察に対して情報共有する際の情報共有手段	
				共有方法の動向	23	都道府県におけるシステム等の効率化施策の導入予定	35	都道府県におけるシステム等の効率化施策の導入予定			
				マニュアル・ガイドライン		36	警察と児童相談所・市区町村の連携における判断が必要な時に活用しているマニュアル・ガイドライン	20	警察と児童相談所・市区町村の連携において現場で活用しているマニュアル・ガイドライン		
									30	児童相談所から共有された情報の保管方法	

- 検討委員会委員の意見による追加・修正
 - 協同面接と児童相談所独自の面接の基準、共同面接と通常の調べのどちらを先行するか等の基準について設問
 - 要保護児童対策地域協議会以外で情報共有している例はないか(共有のタイミングで設問化)
 - 全件共有という言葉は使わない方がよいというご指摘あり
 - 市区町村から直接動けるケースがあるのか、警察に聞きたいとのご指摘あり

(6) 緊急性の高い事案への連携対応状況、ケース収集

本項目では、緊急性の高い事案における情報連携の状況とケース収集の実態の把握を目的とし、あわせて、どういった情報連携が求められているのか、どのような機関が初期対応に当たるべきかといった点についての実態把握を目的としている。あわせて、援助要請の実態の把握、どういったケースで情報収集が為されているのかを把握する。

大項目	中項目	小項目	知事部局	児童相談所	市区町村	警察	
緊急性の高い事案への連携対応状況	面前DV	依頼		37 児童相談所が警察から面前DVによる心理的虐待通告を受けた場合、市区町村へ対応を依頼しているか	29 児童相談所へ面前DVによる心理的虐待通告があった場合、市区町村の児童虐待対応課で引き受けているか		
				40 (面前DV事案を市区町村へ対応依頼する場合) 依頼内容、件数	30 市区町村の児童虐待対応課に依頼される判断基準	31 市区町村の児童虐待対応課に依頼される内容、件数	
		初期対応機関		38 警察から面前DVの通告があった場合に児童相談所で初期対応することの必要性	32 面前DVに対応するのが最も適切だと思う機関		
				39 (状況による場合) 緊急性・事件性が高くないと判断する基準			
			41 児童相談所実施した警察へ援助要請の事案数				
	泣き声通告				33 泣き声通告があった場合に市区町村の児童虐待対応課で引き受けているか		
					34 (緊急性・事件性が高くない事案のみ市区町村が引き受けている場合)の判断基準		
					35 (緊急性が低い、児童相談所に対応能力が不足の場合) 依頼内容と件数		
					36 泣き声通告に対応するのが最も適切だと思う機関		
	ケース				42 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数	37 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行った件数	
				43 警察から書面通告を受けた事案で対応したケース1			
				44 警察から身柄付き通告を受けた事案で対応したケース2			
				45 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース3	38 警察以外から通告を受けた事案で警察に即時情報連携を行ったケース1		
				46 警察以外から通告を受けた事案で警察に情報共有を行わなかったケース4	39 警察以外から通告を受けた事案で警察に情報共有を行わなかったケース2		

- 検討委員会委員の意見による追加・修正
 - 泣き声通告についても、面前DVと同じ型の質問を設問を設定(泣き声通告は市区町村だけへの質問でよいか)
 - ケースでの設問を詳細化(ケースの件数については調査時期を含め要再検討)

第3章

検討委員会

1. 検討委員会

検討委員会を2回開催し、1) 調査の適切な実施時期、2) ヒアリングによる調査票の妥当性検証、3) 調査票設問の3点について検討した。具体的な議論内容について、下記に整理する。

1.調査の適切な実施時期

調査の実施については、今年度は調査見送りとし、来年度に調査を実施することで合意された。第2章でも触れたが、2019年2月の野田市の事案を受けて虐待が疑われる全ケースに対する緊急安全確認が実施されることとなった。このような事態に鑑み、検討委員会では、このような状況下での調査は時期的に不適切といった合意が為された。

2.ヒアリングによる調査票の妥当性検証

ヒアリング調査については、現場の意見を反映することを目的として児童相談所へヒアリングを実施することが決定された。第1回検討委員会の後、委員からの推薦を受け、江東区児童相談所を訪問し、調査項目を確認いただいた。ヒアリングでは、現場の担当者の目線で調査票を見て頂き、回答が可能か、追加すべき調査項目はないかなどについて、ご意見を頂いた。

3.調査票設問

今年度調査票の内容の確定を目指し、枠組み・基本的な考え方などの調査票全体の構成から、文言や設問の設定の仕方といった詳細部分についてまで検討した。具体的な検討内容、ご意見・ご助言の詳細やその対応については、次頁以降を参照されたい。

1-1 調査票に対する委員からの意見・助言のまとめ

1. 調査票全体について

- a. 調査の基本的な姿勢について
 - 全体を通じて全件共有されていない状態は好ましくないという意図を感じる設計になっている。
 - 警察からの情報開示の内容にもばらつきが生じているにも関わらず、いきなり「全件共有」を問うのはどうか。
 - 面前DV、泣き声通告、即時、コンタクトなどと言った言葉の定義について明確化すべき。
 - 情報の方向性について明確化すべき。(例 「からの情報共有」という言い方はおかしく「からの情報提供」が正しい)
 - アンケートの対象となる事案は、虐待通告のみに限定せず、虐待相談すべてを対象とすべき。
- b. 情報提供、連携の場面の明確化
 - 児童相談所から警察への情報提供については、様々な場面が想定されるが、本調査では、どのような場面での情報連携を想定するか。
- c. 調査実施時期の変更への連動
 - 質問項目ごとに対象とする年度・基準日について明確に取り決める必要がある。
- d. 調査項目の順序について
 - 設問の順番は、円滑な情報連携のあり方を探るために明らかにしたい実態を問う設問から順に並び変えるべき。
- e. 調査項目の量について
 - 大量の設問が想定されるが、回答者が負担なく十分な回答ができる範囲に設問数を絞るべき

2. 児童相談所の連携実態、意識、課題に関するご意見

- a. 警察から児童相談所に提供される情報についての実態、意識、課題
 - 警察からの通告の内容について、現時点での虐待の事実がないものの、「将来の虐待のおそれ」があるとして虐待通告がなされた件数についても尋ねるべき。
 - 児童相談所から警察への情報提供項目を尋ねる設問に対比して、警察から児童相談所・市町村に情報提供している（されている）項目を、児童相談所に対して問うべき。
 - 児童相談所や市区町村の現場で実際に警察からどのような情報が欲しいのかを警察側に提示したい。

- 警察から通告を受けた場合、事案が軽度か重度かを判断できる情報が知らされているかどうかを質問したい。
 - 児童相談所向け旧調査票問 7（警察から児相への通告時における対面的協議の割合）の設問文と選択肢が分かりづらく、文言も合っていない。「対面的協議」については定義がされておらず、注釈で説明すべき。
 - 児童相談所向け旧調査票問 26：「警察が児童相談所に情報提供する方法としての通告に関して、その方法が適当だとお考えになりますか」とあるが、警察から児童相談所への通告は通常行為であり、本設問は不適切ではないか。
 - 児童相談所向け旧調査票問 42：「通告時に事件性・危険性の観点から警察への即時情報連携を行った事案件数をお答えください」とあるが、事件性・危険性のある事案に限定する必要はない。
 - 児童相談所アンケート問 4 2 について、「事件性」と「危険性」は、異なる観点であるため、この問いを残すならばこの二つの点を区別して問うべき。
 - 児童相談所向け旧調査票 43：「警察からの書面通告を受けた児童虐待相談」とあるが、警察からの通告は全て書面通告であり、わざわざ「書面通告」と記載することは違和感がある。
- b. 警察へ提供する情報についての実態、意識、課題
- 緊急総合対策で児童相談所と警察との情報共有が全国でルール化されているが、情報共有されない事案があるとすれば、その理由が何かを把握すべき。
 - 警察への情報共有を行わなかった事案をケースとして把握することは、児童相談所にとって事案を選択することが難しい。
 - 児童相談所から警察に情報提供を行うことで業務に支障が生じるケースがあるが、児童相談所に出向している警察官が全ての情報を警察署に共有できるのか、それとも出向中は児童相談所職員として対応するのか。
 - 児童相談所向け旧調査票問 41：援助要請の事案数を場面別に聞いているが、援助要請の場面は記載の選択肢以外にも考えられる。
- c. 警察へ提供する情報についての実態、意識、課題
- 児童相談所向け旧調査票問 25：「児童相談所が警察と連携して対応することが適当だとお考えになりますか」とあるが、児童相談所と警察の連携が必要であることは自明であり、本設問は不適切ではないか。
 - 問 25：「児童相談所の本来の機能から鑑み、現役警察官の配置や事案の軽重に関わらず情報提供するなど警察との連携を強化することが適当であるとお考えになりますか。」に修正すべき。
 - 児童相談所や市町村が想定していないタイミングで警察の捜査が動くこと

がある。そのような実態について明らかにしたい。

- d. 警察との連携実態のケース収集・把握
 - 児童相談所向け旧調査票問 45：設問文で「緊急性・事件性」のある事案に限定することはやめるべき。また、連携を行った事案について、どのような連携方法をとったかを問う設問に変更した方が良い。
 - 児童相談所のケースについて、全体的に 600 件程度データを集めたい。

3. 警察の連携実態、意識、課題に関するご意見

- a. 警察アンケートにおいて児童相談所に情報提供又は連携をしたことで支障が生じたことがあったか問うべき。
- b. 警察が児童相談所から情報提供を受けた場合、第一に安全確認を行うのか、もしくは個々の事例について過去データを照合するのか等、初動について確認したい。
- c. 警察庁向けの調査票項目について、警察が立件した後に検察で差し戻しになってしまうケースをスコープに入れるべきではないか。

4. 複数の調査対象にまたがる協定に関する設問に関するご意見

- a. 締結された協定には握手協定のような曖昧なものも存在している。そのため、協定の内容や具体的な運用方法について決まりごとがあるかについて設問を設計したい。
- b. 児童相談所アンケート問 29 の、児童相談所に対して全件共有（この文言に関して正確に定義すべきとの意見があることは承知しているが、とりあえず現時点での文言とした。）について尋ねる設問に関連して、警察と児童相談所・市町村に対して、虐待通告を全件 110 番通報とすることについての考えについて問うべき。

1-2 ご意見に対する修正の基本方針と調査票項目案

2回にわたる検討委員会における委員からの指摘事項については、下記の通り対応方針を検討した。

図表 8 検討委員会における委員からの指摘事項と対応

(1) 調査の基本的な姿勢について

(1/2)

指摘事項	対応方針
調査票全体が全件共有を前提としており、全件共有されていない状態は好ましくないという意図を感じる設計になっている。(川松委員)	• 本調査研究の目的は全件共有を目指すことではなく、関係機関の円滑な連携のあり方を明らかにすることである。 <u>調査票全体を見直し、全件共有が目的のように感じられる部分については修正を行う。</u>
法律上公判の結果を左右する情報を漏らすことは禁止されているが、一方で児童の安全を確保するために連携しなければならないという取り決めもある。そのような状況下で警察からの情報開示の内容にもばらつきが生じているにも関わらず、いきなり「全件共有」を問うのはどうか。(鈴木委員)	
面前DV、泣き声通告、即時、などと言った言葉の定義について、誤解や思い込みが生じないように、明確にする必要がある(宮島座長) ※上記に関わらず、全体的に文言の定義を明確化すべきのご意見。	• 各設問の文意に沿って誤解を起こさないように、説明を加える
「からの情報共有」という言い方はおかしく、「からの情報提供」が正しい。(3月14日宮島座長コメント)(久保委員)	• 「情報共有」「情報提供」は文意に沿って使い分ける。
アンケートの対象となる事案は、虐待通告のみに限定せず、虐待相談すべてを対象とすべき(久保委員)	• 児相向け質問6、15、30、56、57が虐待相談に関する設問だが、これでよいか要確認。

(2/2)

指摘事項

児童相談所から警察への情報提供については、様々な場面が想定されるが、本調査では、どのような場面での情報連携を想定するか。

- ・警察が事前に被害児童にかかる情報を保有しており、改めて新たな情報が必要であると警察側が判断した場合
- ・児童相談所の判断で通報が望ましいと考えた場合
- ・協同面接が行われた場合
- ・要対協の場で情報共有する場合
- ・人事交流が行われる中で、情報共有が行われる場合
- ・児童相談所が過去の事例を踏まえた上で、警察に情報共有した方が適切だと考えた場合
(増井委員)

対象とする年度・基準日について明確に取り決める必要がある。
(第1回検討会議論&3月14日宮島座長コメント)

設問の順番は、円滑な情報連携のあり方を探るために明らかにしたい実態を問う設問から順に並び変えるべき。基本情報の設問の後に警察の配置状況を問うと全件共有を目指しているように感じ、違和感がある。(3月14日宮島座長コメント)

対応方針

- ・ 協同面接等近年始まったものではなく、以下のような児童相談所・警察間で従来より行われている連携の場面を前提とする。
 - 警察から児童相談所への通告
 - 警察から児童相談所への照会
 - 児童相談所から警察への援助要請
 - 児童相談所から警察への告発
 - 児童相談所から警察への110番通報
 - 要対協の場
- ・ 全場面について問うことはできないため、昨今警察から児童相談所への通告が急激に増えていることから、警察から児童相談所への通告時の情報連携を中心に複数の設問をしている。
→ 通告以外の場面の設問を厚くするかどうかが要検討

- ・ 調査票全体の基準日は平成31年4月1日とし、この1年で変化がおきい体制などの項目は平成30年4月1日と平成31年4月1日の両方について質問する。
- ・ 例：職員数など体制を調査する項目については、平成30年4月1日時点と平成31年4月1日時点の両方について問う

- ・ 優先順位を決めて調査票の設問順を並び替える。
- ・ 具体的には、児童相談所向け問1~7の後にある警察官の配置状況は調査票の後半へ移動させる。

(2)警察から児童相談所に提供される情報についての実態、意識、課題

(1/7)

指摘事項

児童相談所アンケート問6に関して、警察からの通告の内容について、現時点での虐待の事実がないものの、「将来の虐待のおそれ」があるとして虐待通告がなされた件数についても尋ねるべき(久保委員)

対応方針

- ・ 児童相談所向けでは警察で虐待と認識されて通告された件数を母数として把握する。質問6の質問文「虐待相談対応件数」を「虐待通告件数」に改める。
- ・ 「虐待ではないと判断された」件数について追加する。
- ・ 市町村向けでは「通告」という用語がなじまない可能性があるため、別途検討する。

具体的な調査項目の変更内容

変更後		質問6問答欄①	
質問6	貴機関の平成30年度の虐待通告件数についてお答えください		
未回答	また、虐待種別の件数内訳についてもお答えください	総件数	

質問6問答欄②			
虐待種別	通告件数	うち調査票からの通告件数	
		うち置票からの通告件数	うち身構付通告件数
身体的虐待			
性的虐待			
ネグレクト			
心理的虐待			
心理的虐待のうち面刺DV			
虐待ではないと判断された事案			

(2/7)

指摘事項

児童相談所向(9日調査票問26)
「警察が児童相談所に情報提供する方法としての通告に関して、その方法が適当だとお考えになりますか」とあるが、警察から児童相談所への通告は通常行為であり、本設問は不適切ではないか。(宮島座長)
虐待ではないか通告がある案件が多数ある。それらの状況を明らかにできないか(久保委員)

対応方針

- 児童相談所問26は削除する。
- 通告のうち確認のうえ虐待ではないと判断された事案については質問6で対応する

具体的な調査項目の変更内容

変更前	
質問26 未回答	警察が児童相談所に情報提供する方法としての通告に関して、その方法が適当だとお考えになりますか。また、それ以外の方法としてどのようなものが考えられるか、お答えください 1.適当だと思う 2.適当だと思わない 3.状況による 4.分からない
変更後	
	<ul style="list-style-type: none">本設問を削除

(3/7)

指摘事項

警察からの児童相談所に情報提供の際、刑事訴訟法と児童虐待防止法には矛盾がある。その前提を踏まえ、児童相談所や市区町村では、現場で実際にどのような情報が欲しいのかが開示されれば、警察の情報開示も活発になるのではないかと(警察庁 今井様)

児童相談所から警察への情報提供項目を尋ねる設問に対比して、警察から児童相談所・市区町村に情報提供している(されている)項目を、児童相談所に対して問うべき(久保委員)

対応方針

- 児童相談所と市区町村へ、児童虐待事案の通告時に警察からどのような情報があれば有益かを自由記述式で問う。
- 同時に、児童相談所で支援方針と齟齬が生じる場合があれば、その内容を問う。
- 児童相談所から警察へ情報提供している項目(質問20)と逆に、警察から児童相談所に情報提供されている項目を問う。(未作成)

具体的な調査項目の変更内容

児相向け(設問追加)	
質問9 未回答	警察から児童虐待事案について通告があった際、警察からどのような情報提供があれば有益ですか。自由にお答えください
質問10 未回答	警察から児童虐待事案について通告があった際、どのような場合に児童相談所の支援方針との齟齬が生じるとお考えになりますか。自由にお答えください
市区町村向け(設問追加)	
質問18 未回答	警察から児童虐待事案について情報提供があった際、警察からどのような情報提供があれば有益ですか。自由にお答えください

(4/7)

指摘事項

児童相談所が警察から通告を受けた場合、事案が軽度か重度かを判断できる情報が知られているかを問う必要がある。(鈴木委員)

(背景) 警察から児童相談所への通告が急増し、児童相談所が対応しきれっていない現状がある。児童相談所は事案が軽度であることを即時に判断できれば、そのまま市区町村へ事案の対応を依頼できる。(宮島座長)

対応方針

- 児童相談所向け旧調査票問43と問44のケース問題にて、警察からの書面通告の内容を問う。
- 書面通告の内容についての選択肢は、児童相談所へのヒアリングを踏まえて設計した。

具体的な調査項目の変更内容

変更前	(児相向け旧質問43、44)
<p>7)以下の各タイミングで警察とのコンタクトが発生した場合の、コンタクトの目的についてお伺いします ※該当するセルに1を入力してください</p> <p style="text-align: right;">→削除</p>	
変更後	(児相向け質問55、56)
<p>質問55 警察から受けた身柄付き以外の児童虐待通告について、平成31年4月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします 具体例1 (兄弟の虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください) 未回答</p> <p>7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください</p> <p style="text-align: right;">→追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 100px;"> <input type="checkbox"/> 1 含まれている <input type="checkbox"/> 2 含まれていない </div>	

(5/7)

指摘事項

児童相談所向け旧調査票問7
設問文と選択肢が分かりづらく、文言も合っていない。
「対面的協議」については定義がされておらず、注釈で説明すべき。

対応方針

- 児童相談所旧調査票問7について、設問文・選択肢の修正と文言の定義を記載する。

具体的な調査項目の変更内容

変更前
<p>質問7 貴機関における、年間の警察からの通告対応の情報連携実績について、当てはまるものをお答えください 未回答</p> <p>1.原則としてすべての事案について警察官が来所して対面的協議が行われている 2.必要な事案について警察官が来所して対面的協議が行われており、その割合は5割以上である 3.必要な事案について警察官が来所して対面的協議が行われており、その割合は3割以上5割未満である 4.必要な事案について警察官が来所して対面的協議が行われており、その割合は3割未満である 5.特別な事案を除き、警察官が来所して対面的協議が行われていることはない</p>
変更後
<p>質問7 貴機関における、年間の警察からの通告時の対応について、当てはまるものをお答えください 未回答</p> <p>注)ここで言う対面的協議とは、単なる音聲の受け渡しではなく、それぞれの事案についての説明や、これについての質疑応答を行うものをいう</p> <p>1.原則としてすべての事案について警察官が来所して対面的協議が行われている 2.必要な事案について警察官が来所して対面的協議が行われており、その割合は5割以上である 3.必要な事案について警察官が来所して対面的協議が行われており、その割合は3割以上5割未満である 4.必要な事案について警察官が来所して対面的協議が行われており、その割合は3割未満である 5.特別な事案を除き、警察官が来所して対面的協議が行われていることはない</p>

(6/7)

指摘事項

児童相談所向け旧調査票問42
「通告時に事件性・危険性の観点から警察への即時情報連携を行った事案件数をお答えください」とあるが、事件性・危険性のある事案に限定する必要はない。(3月14日宮島座長コメント)
「事件性」と「危険性」は、異なる観点であるため、この問いを残すならばこの二つの点を区別して問うべき。(久保委員)

対応方針

- 児童相談所向け旧調査票問42の設問文を修正する。

具体的な調査項目の変更内容

変更前	
質問42 未回答	警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案において、平成29年度中に通告時に事件性・危険性の観点から警察への即時情報連携を行った事案件数をお答えください
変更後	
質問31 未回答	警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案において、平成31年4月中において通告受理後速やかに警察への情報提供を行った事案件数をお答えください

(7/7)

指摘事項

児童相談所向け旧調査票43
「警察からの書面通告を受けた児童虐待相談」とあるが、警察からの通告は全て書面通告であり、わざわざ「書面通告」と記載することは違和感がある。
(3月14日宮島座長コメント)

対応方針

- 児童相談所向け旧調査票43の設問を「警察から受けた身柄付き以外の児童虐待通告」に修正する

具体的な調査項目の変更内容

変更前	
質問43 未回答	警察から書面通告を受けた児童虐待相談事案のうち、平成29年10月1日以降最初に対応したケース1件についてお伺いします
変更後	
質問57 具体例1 未回答	警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案のうち、警察と連携を行った案件の中で、平成31年4月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします (兄弟の虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)

(3) 児童相談所から警察に提供される情報についての実態、意識、課題

(1/3)

指摘事項

緊急総合対策で重大な事案の情報は児童相談所と警察との情報共有が全国でルール化されている。しかし該当すると考えられる事案でも情報共有されないことがあるとすれば、その理由が何かを把握できれば連携が進むのではないかと。(警察庁今井様)

児童相談所向け旧調査票質問46 警察への情報共有を行わなかった事案をケースとして把握することは、児童相談所にとって事案を選択することが難しい。(3月14日 宮島座長コメント)

対応方針

- 「援助要請の妨げとなる要因は何か」を問う設問を追加し、児童相談所向け質問46は削除する。
- 援助要請を行わないケースが大半のため、どのような理由を記入するか困る可能性が高い。そのため、「検討したが」結局要請を行わなかった事案という限定をかける。
- 援助要請だけでなく広く連携を行わなかったケースも含めた設問とする

具体的な調査項目の変更内容

変更前	
質問46 未回答	警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案のうち、緊急性・事件性の観点から通告時に即時警察への情報共有を行わなかった案件の中で、平成29年10月1日以降最初に対応したケース1件についてお伺いします
	→削除
変更後	
質問11 未回答	児童虐待事案のうち、警察に連携や援助要請を検討したが行わなかったケースについて、どのようなことが妨げになったか、その内容を自由にお答えください
	→追加

(2/3)

指摘事項

児童相談所から警察に情報提供を行うことで児童相談所の支援方針との齟齬が生じるケースがあるが、児童相談所に向向している警察官が全ての情報を警察署に共有できるのか、それとも出向中は児童相談所職員として対応するのかを確認したい。(宮島座長)

対応方針

- 警察が児童相談所へ出向する場合の身分や所属を問う設問を追加する。
(例えば警察手帳を持ち「警察官」という身分は継続されるのか。警察の管轄下にあるままなのか、もしくは児童相談所の管轄下に移るのか。など)

具体的な調査項目の変更内容

児相向け(設問追加)	
質問41 未回答	児童相談所に向向した警察官の立場についてお伺いします。 児童相談所に向向した警察官は警察手帳を保持しているかについてお答えください 1.保持している 2.保持していない
質問42 未回答	児童相談所に向向した警察官は、児童相談所がもつ児童虐待にかかる情報を自身の判断で警察署に共有できるのかについてお答えください 1.共有できる 2.共有できない

(3/3)

指摘事項

児童相談所向け日調査票問41
援助要請の事案数を場面別に聞いているが、援助要請の場面は記載の選択肢以外にも考えられる。
(3月14日宮島座長コメント)

対応方針

- 児童相談所向け日調査票問41の選択肢に「その他」の欄とその内容を問う自由記述解答欄を追加する。

具体的な調査項目の変更内容

変更前

質問41 貴機関が、平成29年度中に実施した警察への援助要請の事案数についてお答えください
未回答

質問41回答欄	
1.緊急通報時	(件)→0件の場合は、0を記入ください
2.一時保護時	(件)→0件の場合は、0を記入ください
3.立入調査時	(件)→0件の場合は、0を記入ください
4.職務・捜索時	(件)→0件の場合は、0を記入ください

変更後

質問29 貴機関が、平成31年度中に実施した警察への援助要請の事案数についてお答えください
未回答 その他を選択された方は、その事案の具体的内容についてお答えください

質問29回答欄	
1.緊急通報時	(件)→0件の場合は、0を記入ください。
2.一時保護時	(件)→0件の場合は、0を記入ください。
3.立入調査時	(件)→0件の場合は、0を記入ください。
4.職務・捜索時	(件)→0件の場合は、0を記入ください。
5.その他	(件)→0件の場合は、0を記入ください。

その他記述欄

(4)警察との連携全体に関する意識、実態

(1/3)

指摘事項

全件共有の定義を「通告を受けたもの全て、または虐待として取り扱ったもの全て」とし、その状況を問う質問を置く(川松委員、鈴木委員)
2つの定義ごとにAパターン、Bパターンとして質問する(増井委員)
警察と児童相談所・市町村に対して、虐待通告を全件110番通報とすることについての考えについて問うべき。(久保委員)

対応方針

- 質問16～19で定義に沿って、児相から警察への情報提供状況、検討状況、方法、情報提供項目について設問化する
- 2つの定義ごとにAパターン、Bパターンとしての質問は現段階では作成していない。
- 全件を110番通報とすることについては今後の制度の考え方として意識調査として組み込むことが考えられる。しかし、今回の調査の趣旨からは優先項目ではなく、設問の量との対比で検討する。(現段階では設問化していない)

具体的な調査項目の変更内容

変更後

質問16 貴機関が警察から通告を受けた児童虐待事案のうち、貴機関から警察への情報提供を行う場合の事案の対象範囲について、各事案ごとにお答えください
未回答

質問16回答欄	
1.児童虐待相談として通告を受けた事案全てを警察に情報提供する	
2.児童虐待として取り扱った事案全てを警察に情報提供する	
3.児童虐待相談として通告を受けた事案の中から、一定の基準に合致する案件を警察に情報提供する	
4.上記以外に児童相談所独自の判断に合致する事案を警察に情報提供する	
5.その他	

質問17 児童虐待相談として通告を受けた事案全てを児童相談所から警察へ情報提供することについてお答えください
回答完了 1.行っている
2.具体的な検討をしている
3.導入の意向はない

質問17回答欄

設問18 質問17において1を回答された方は、情報提供の方法についてお答えください(複数回答可)
未回答

質問18回答欄	
要対協を通じた共有	
電子データを使って共有	
紙ベースでの共有	
その他	

質問19 質問17において1を回答された方は、貴機関から警察に対し情報提供を実施する際に、対象となる情報項目を列記してください
未回答

質問19回答欄	
情報提供項目	

(2/3)

指摘事項

児童相談所向け旧調査票問25:「児童相談所が警察と連携して対応することが適当だとお考えになりますか」とあるが、児童相談所と警察の連携が必要であることは自明であり、本設問は不適切ではないか。(3月14日宮島座長コメント)

「児童相談所の本来の機能から鑑み、現役警察官の配置や事案の軽重に関わらず情報提供するなど警察との連携を強化することが適当であるとお考えになりますか。」に修正すべき。(久保委員)

対応方針

- 質問16～19で定義に沿って、児相から警察への情報提供状況、検討状況、方法、情報提供項目について設問化により、内容が重複するため、旧質問25、新質問8ともに削除する。

具体的な調査項目の変更内容

変更前	
質問25 未回答	児童相談所の本来の機能から鑑み、警察と連携して対応することが適当だとお考えになりますか、その理由もお答えください 1.適当だと思う 2.状況による 3.適当だと思わない 4.どちらともいえない/分からない
変更後	
質問8 未回答	児童相談所と警察の連携において、情報共有のあり方として適当だと考えるものについてお答えください →本設問を削除 1.全ての情報を共有する 2.必要な情報について共有する 3.共有しない

(3/4)

指摘事項

児童相談所や市町村が想定していないタイミングで警察の捜査が動くことがある。そのような実態について明らかにしたい(浜田委員)

対応方針

- 警察向けには、①捜査を行う場合と②逮捕の報道発表の場合に児童相談所と事前協議を行うか否かを問う設問を既に入れており、**対応済みと考える。**

- 児童相談所向け旧調査票問27の「警察に情報提供したことで児童相談所の支援方針との齟齬が生じたことはあるか」という問いを自由記述式にすることで、想定していない警察の捜査の有無とその内容を把握できるようにする。
- 旧調査票問27を修正し、選択肢は以下の通りにする。
①支援方針との齟齬の有無は「ある」「ない」かの2択にする。
②経験がある場合は、5件以下、5件以上10件未満など件数を質問する。
③具体例を3つ程度自由記述で回答する形式に変更する。例示は置かない。

具体的な調査項目の変更内容

変更前							
質問27 未回答	警察に情報提供等連携したことで、児童相談所の業務に支障が生じたことがあるかお答えください あわせて、以下の選択肢1,2,3を選択された方は、これまでに貴機関が経験した業務支障の内容についてもお答えください						
A.業務支障の有無についての選択肢 1.頻繁にある 2.時々ある 3.あまりない 4.業務への支障はない	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">質問27回答欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.業務支障の有無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B.業務支障の内容 ※該当するセルに1を入力してください</td> <td> 1.保護者との信頼関係の醸成・確立 2.児童の情報を取得することが難しくなった 3.警察の判断前より身柄付通告の件数が増えて、自認ご返す手続時に係る負担が増大した 4.連携先となる警察内部での意思決定に時間がかかり、スムーズにケース対応できなくなった 5.自施設の警察官・警察OBと連携先の警察の間で意見が合わず、スムーズにケース対応できなくなった 6.その他 </td> </tr> </tbody> </table>	質問27回答欄		A.業務支障の有無		B.業務支障の内容 ※該当するセルに1を入力してください	1.保護者との信頼関係の醸成・確立 2.児童の情報を取得することが難しくなった 3.警察の判断前より身柄付通告の件数が増えて、自認ご返す手続時に係る負担が増大した 4.連携先となる警察内部での意思決定に時間がかかり、スムーズにケース対応できなくなった 5.自施設の警察官・警察OBと連携先の警察の間で意見が合わず、スムーズにケース対応できなくなった 6.その他
質問27回答欄							
A.業務支障の有無							
B.業務支障の内容 ※該当するセルに1を入力してください	1.保護者との信頼関係の醸成・確立 2.児童の情報を取得することが難しくなった 3.警察の判断前より身柄付通告の件数が増えて、自認ご返す手続時に係る負担が増大した 4.連携先となる警察内部での意思決定に時間がかかり、スムーズにケース対応できなくなった 5.自施設の警察官・警察OBと連携先の警察の間で意見が合わず、スムーズにケース対応できなくなった 6.その他						

(4/4)

指摘事項

児童相談所や市町村が想定していないタイミングで警察の捜査が動くことがある。そのような実態について明らかにしたい(浜田委員)

対応方針

- 警察向けには、①捜査を行う場合と②逮捕の報道発表の場合に児童相談所と事前協議を行うか否かを問う設問を既に入れており、**対応済みと考える。**
- 児童相談所向け旧調査票27の「警察に情報提供したことで児童相談所の支援方針との齟齬が生じたことはあるか」という問いを自由記述式にすることで、想定していない警察の捜査の有無とその内容を把握できるようにする。
- 旧調査票27を修正し、選択肢は以下の通りにする。
 - ①支援方針との齟齬の有無は「ある」「ない」かの2択にする。
 - ②経験がある場合は、5件以下、5件以上10件未満など件数を質問する。
 - ③具体例を3つ程自由記述で回答する形式に変更する。例示は置かない。

具体的な調査項目の変更内容

変更後		
質問49 未回答	児相が警察に情報連携したことで、児童相談所の支援方針に齟齬が生じたことがあるかについてお答えください 1.ある 2.ない	質問49回答欄
質問50 未回答	質問49で1を回答された方は、年間何件程度生じているかについてお答えください 1.0-5件程度 2.5-10件程度 3.10件以上	質問50回答欄
質問51 未回答	質問49で1を回答された方は、齟齬をきたした事案の具体例を3つ挙げてください	質問51回答欄 具体例1 具体例2 具体例3

(5)警察との連携実態のケース収集・把握

(1/2)

指摘事項

児童相談所向け旧調査票45
設問文で「緊急性・事件性」のある事案に限定することはやめるべき。また、連携を行った事案について、どのような連携方法をとったかを問う設問に変更した方がよい。

(3月14日宮島座長コメント)

対応方針

- 児童相談所向け旧調査票45について、設問文を修正し、設問は**連携方法を問う内容に修正する。**
- なお、児童相談所から警察へ情報提供を行う場面は主に「照会」「援助要請」「110番通報」が考えられるが、**「援助要請」はさらに場面が分かれるため、児童相談所へのヒアリングを踏まえて選択肢を設計する。**
- その他、連携方法について具体的なケースとして問うべき項目が無い場合も児童相談所へのヒアリングにて確認する。**

具体的な調査項目の変更内容

変更前		
質問43 未回答	警察から書面通告を受けた児童虐待相談事案のうち、平成29年10月1日以降最初に対応したケース1件についてお伺いします	
変更後		
質問57 具体例1 未回答	警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案のうち、警察と連携を行った案件の中で、平成31年4月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします (兄弟の虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)	
	7)警察に対し連携を求めた理由についてお答えください	1.援助要請 2.児童に関する情報照会 3.110番通報 4.告発 5.その他

(2/2)

指摘事項

児童相談所のケースについて、全体的に600件程度データを
集めたい(宮島座長)

対応方針

- ・ ケース問題を、1ケース1件から1ケース5件に増やして質問する。
※2018年10月1日以降に起こったはじめての5件

具体的な調査項目の変更内容

変更前

質問43 警察から書面通告を受けた児童虐待相談事案のうち、平成29年10月1日以降最初に対応したケース1件についてお伺いします
未回答

変更後

質問55 警察から受けた身柄付き以外の児童虐待通告について、平成31年4月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします
具体例1 (兄弟の虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)
未回答

(6) 全体構想

重要な項目から順に質問を設計するという観点から、調査票における「情報連携の実態」と「具体的な事例について」の順を下図の通り変更した。



(7) 児童相談所との連携全体に関する意識、実態

指摘事項

児童相談所アンケート問27・市町村問21に関して、警察アンケートにおいて児童相談所に情報提供又は連携をしたことで齟齬が生じたことがあったか問うべき。(久保委員)

対応方針

- 児童相談所向けには、選択肢を下記とした
 - ① 支援方針との齟齬の有無は「ある」「ない」かの2択にする。
 - ② 経験がある場合は、5件以下、5件以上10件未満など件数を質問する。
 - ③ 具体例を3つ程度自由記述で回答する形式に変更する。
- 警察向けでの選択肢をどうするか要検討

具体的な調査項目の変更内容

(下記は児童相談所向け→警察向けを新規作成)

変更前	質問27 回答欄
質問27 未回答 警察に情報提供等連携したことで、児童相談所の業務に支障が生じたことがあるかお答えください あわせて、以下の選択肢1,2,3を選択された方は、それぞれに「齟齬が生じた」という内容についてもお答えください	質問27 回答欄
A. 業務支障の有無についての選択肢 1 頻りにある 2 時々ある 3 あまりない 4 業務への支障はない	A. 業務支障の有無 B. 業務支障の内容 ※該当するせみに1を入力してください
	1 保護者との信頼関係の崩壊・確立 2 児童の情報を取得できなくなった 3 警察の判断により身柄付着の件数が増えて、自宅に留守手続きに係る負担が増えた 4 連携先となる警察内部での意思決定に時間がかかり、スムーズにケース対応できなくなった 5 施設内の警察官・警察OBと連携先の警察の間で意見が合わず、スムーズにケース対応できなくなった 6 その他
変更後	
質問52 児相が警察に情報連携したことで、児童相談所の業務に支障が生じたことがあるかについてお答えください 例：警察に通報されてしまい、保護者との関係が悪化した	
1 ある 2 ない	
質問53 質問50で1を回答された方は、年間何件程度、支障が生じているかについてお答えください	
1 0-5件程度 2 5-10件程度 3 10件以上	
質問54 質問50で1を回答された方は、支障をきたした業務の具体例を3つ挙げてください	質問54 回答欄
	具体例1 具体例2 具体例3

(8)警察が児童相談所から情報提供を受けた場合の初動

指摘事項

警察が児童相談所から情報提供を受けた場合、第一に安全確認を行うのか、もしくは個々の事例について過去データを照合するのかが、初動について確認したい。
(川松委員)

対応方針

- ・非常に重要なポイントであるが、対応については警察署ごとに異なるため、各警察署を調査対象としていない今回の調査で問うことは難しい。
- ・代わりに、児童相談所に対して警察の初動に関する質問を盛り込むという考えもあったが、児童相談所へのヒアリングでは回答は難しいとのこと。
- ・下記の設問で警察本部で回答可能か要検討。

具体的な調査項目の変更内容

警察向け(設問追加)	
質問30 未回答	児童相談所から児童虐待に関する情報が記載されたリストの提供を受けた後の動きについて、お答えください 1.全件安全確認を行う 2.警察が持っている情報と照合する 3.警察が情報提供を受けた際に児童相談所に相談歴などを照合する 4.その他
質問31 未回答	質問30にて4を選択された方は、その具体的な内容についてお答えください

(9)検察で差し戻しになってしまうケースの把握

(1/2)

指摘事項

警察向け調査票項目について、警察が立件した後に検察で不起訴になったケースをスコープに入れるべきではないか
(鈴木委員)

対応方針

- ・警察向けに以下の質問を追加する。
 - ① 児童虐待事案の立件数
 - ② ①のうち不起訴件数
 - ③ 不起訴の理由
 - ④ 不起訴になった場合、再発防止の取り組みを行っているか
- ・児童相談所向けに「一旦は警察が立件したが不起訴になった事案で、児童相談所の子どもの保護や支援に齟齬が生じた事案が有るか否か」の質問を追加する。
※齟齬がある場合は以下についても問う。
①どのような事例で、どのような齟齬が生じたか(自由回答式)
②再発防止の取り組みを行っているか

具体的な調査項目の変更内容

警察向け(設問追加)	
質問2 未回答	平成30年における児童虐待事案の立件数、うち不起訴件数についてお答えください
質問3 未回答	質問2において1件以上の件数があった場合、不起訴になった理由についてお答えください
質問4 未回答	質問2において1件以上の件数があった場合、不起訴となった事案をふまえて再発防止の取り組みを行っているかについてお答えください

(2/2)

指摘事項

警察庁向けの調査票項目について、警察が立件した後に検察で差し戻しになったケースをスコープに入れるべきではないか
(鈴木委員)

対応方針

- 警察向けに以下の質問を追加する。
 - 児童虐待事案の立件数
 - ①のうち不起訴件数
 - 不起訴の理由
 - 不起訴になった場合、再発防止の取り組みを行っているか
- 児童相談所向けに「一旦は警察が立件したが不起訴になった事案で、児童相談所の子どもの保護や支援に齟齬が生じた事案が有るか否か」の質問を追加する。
※齟齬がある場合は以下についても問う。
①どのような事例で、どのような齟齬が生じたか(自由回答式)
②再発防止の取り組みを行っているか

具体的な調査項目の変更内容

児相向け(設問追加)	
質問11 未回答	一旦は警察が立件したが不起訴になった事案について、児童相談所の子供の保護や支援に支障が生じた事案があるかについて、お答えください 1ある 2ない
質問12 未回答	質問11において1を選択された方は、具体的にどのような事例で、どのような支障が生じたかについてお答えください
質問13 未回答	質問11にて1を選択された方は、当該虐待案件における虐待の再発防止の取り組みの有無について、お答えください 1行っている 2行っていない
質問14 未回答	質問11において1を選択された方は、再発防止策の具体的な内容についてお答えください

(10)協定の有無とその内容について

指摘事項

実際に結ばれている協定の中でも、協定することだけが決まった握手協定のような曖昧なものも存在している。そのため、協定の内容や具体的な運用方法について決まりごとがあるかについて設問を設計する必要がある(鈴木委員)

児童相談所から警察へ情報を出せる範囲の根拠は何か問えないか
(鈴木委員)

対応方針

- 児童相談所向け旧調査票問24: 協定の有無についての質問は、設問文と選択肢を修正する。(選択肢2の「締結しているが見直しを検討している」の回答はありえないため削除する。)
- 協定を締結している場合は、共有の範囲(全て共有/必要な情報のみ共有/共有していない)についても問う。
- 法的には地方公務員法などが根拠法になるが、都道府県と警察との協定の中で、個人情報の取扱が定められている。(今井氏、増井員)

具体的な調査項目の変更内容

変更前	変更後
質問24 未回答	質問47 未回答
貴都道府県警と自治体との間で児童虐待事案に係る情報連携に関する協定の締結状況をお答えください 注)協定には、覚書、申合せ等の名称のものも含む 1協定を締結している 2協定を締結しているが、見直しを検討している 3協定の締結に向けた具体的な検討している 4現時点で具体的な検討はしていないが、将来的には協定を締結したい 5検討してあらず、特に締結をする予定もない 6その他	貴都道府県警と自治体との間で児童虐待事案にかかる情報教諭についての協定の締結状況をお答えください 注)協定には、覚書、申合せ等の名称のものも含む 1協定を締結している 2協定の締結に向けた具体的な検討している 3現時点で具体的な検討はしていないが、将来的には協定を締結したい 4検討してあらず、特に締結をする予定もない 5その他
	質問48 未回答
	質問47にて1を選択された方は、共有する情報の範囲についてお答えください 1全て共有している 2必要な情報のみ共有している 3共有していない

2. 次年度以降に継続して議論を要する事項

2-1 継続検討課題

検討委員会を通じ、調査票の確定に向けて次年度以降に継続的に検討すべき事項が何点か積み残された。本節では、次年度以降に調査票を改修することを念頭に置き、調査票の改修の必要がある設問項目について詳述する。

① 児童相談所から警察への情報提供に関する議論

児相側から警察に情報を提供できる根拠について、どう訊くかといった議論が積み残された。検討会では、犯罪捜査であれば、公務員法が該当し基本的には犯罪と考えられる事案に関して、公務員は情報を関係機関に提供しなければならないという意見が挙げられた。このほかにも、個人情報保護条例で、個々の自治体によって決められている枠組みの中で情報開示しているという意見もあった。

なお、本項については、第三者提供の根拠としてどのようなものを準拠しているか、児童相談所職員が情報提供のための何らかの枠組みを自覚して情報提供しているのか、もしくは全く無自覚で情報提供しているのか、を明らかにすることが目的となる。しかし、実態として、締結された協定の内容を根拠に情報提供をしている姿が一般的という意見もあった。その場合、協定そのものの設定の仕方が各自治体によって考え方は多岐にわたることから、本項については継続的な議論を要する旨を確認した。

② 警察が児童相談所から予め情報提供を受けた事案の調査をする際の事前連絡の実施状況

一般的に、虐待していた保護者を逮捕した後、報道発表が有ると、子どもと両親と一緒に住めなくなってしまう。検討している調査票の中では、警察本部に対し、上記のような児童の不利益に関する事前協議の有無については聞いているが、児相向けに設問を設計するかについては結論を留保した。警察からどのような情報がどのような場面にはほしいか、ということを見聞に向けて聞く必要がある、ということを確認し、設問化した。回答可能性等の検証が残されている。

③ 援助要請の実施状況(児童相談所 質問 10)

援助要請については、本来必要な援助要請ができていないケースはないのではないかという問題提起があったが、警察に援助要請を行うケースのほうがレアケースなので、むしろ援助要請を行うケースの内容を詳細に伺えばよいという意見があった。たとえば、目黒の事案は、本来は警察と連携すべき事案であったとの意見がある。そのため、今回の調査では援助要請を妨げる要因が何なのかを把握することが求められた。目黒の事案における問題は援助要請ではなく、相談ができていなかったことが問題であった。厚生労働省からも、援助要請を妨げる要因については調査すべきという意見があがった。平成10年度以降援助要請件数が増えていないという統計結果を踏まえ、も

し援助要請を行えない理由があるのであれば次年度調査の中で明らかにする必要があるという点を確認された。

④援助要請の実施状況(児童相談所 質問 10)

警察から児童相談所への通告の内容やその対応、児童相談所から警察への情報提供の件数や基準を問う設問において、重篤または重大な虐待が疑われる場合と、そうではない場合に分けて、設問を設定することが必要とされた。しかし、児童相談所へのヒアリングによれば、「重篤」な事案、虐待ということは、様々な状況により現実的には判断されているが、調査で問われるとなると厳密な定義がなく、回答に窮する可能性があるとの指摘があった。

そのため、設問化する場合は、その状況や場面について、具体的な選択肢を置くか自由記入にする必要があるが、重篤または重大な虐待が疑われる状況は多岐に渡り、選択肢の設定も慎重に行う必要がある。本項については継続的な議論を要する旨を確認した。

⑤調査ボリュームに関する意見

委員からは調査内容の総量について、多すぎるという意見があげられた。調査票作成の段階で委員からの提案を調査票に反映しているため、全体を通して合理化する必要があったと言える。具体的に削除要請のあった設問について下記に整理した。下記は、次年度以降において継続して検討する必要があると考えられる。

一市町村

質問 23、27、28、29、30、31、32、34、35、3、37、38

一児童相談所

質問 13、14、18、19、22、23、26、28、50、51、52

一知事部局

質問 7、8、9、10、11、14、17、18、19、20、21

(問 20 以降は児童相談所調査で吸収する形とする)

一警察

質問 32

参考資料① アンケート調査票案

1. 知事部局向け調査票

質問1 貴都道府県の所属する都道府県(市)名をお答えください
未回答

質問1回答欄

質問2 管轄する地域の人口をお答えください(平成30年3月末 現在)
未回答

質問2回答欄
総人口 (人)
うち児童(18歳未満)の人口 (人)

質問3 貴都道府県の児童相談所における、現職の警察官の配置状況についてお答えください
未回答

1.現在、配置している
2.以前は配置していたが、現在は配置していない
3.過去に配置したことはない
4.分からない/知事部局では把握していない

質問3回答欄

質問4 問3にて1を回答された方は、現職の警察官の児童相談所への配置人数について、お答えください。
未回答

質問4回答欄

質問5 問3について1を選択された方は、今後、警察官を児童相談所へ配置する方針についてお答えください。また、その理由もお答えください
未回答

1.現状と同水準の配置を予定している
2.次年度以降増員する予定である
3.配置人数を減らす予定である
4.わからない

質問5回答欄

理由

質問6 貴都道府県の児童相談所における、警察OBの配置状況についてお答えください
未回答

1.現在、配置している
2.以前は配置していたが、現在は配置していない
3.過去に配置したことはない
4.分からない/知事部局では把握していない

質問6回答欄

質問7 問6において1を選択された方は、警察OBの児童相談所への配置人数について、どのようにお考えかお答えください。また、その理由もお答えください
未回答

1.増やしたい
2.現状のままでよい
3.減らしたい

質問7回答欄

理由

質問8 問6において2,3を選択された方は、今後、警察OBを児童相談所へ配置する意向についてお答えください
未回答

1.配置する意向があり、次年度以降の配置を予定している
2.配置する意向はあるが、時期等詳細は未定
3.配置する意向はない

質問8回答欄

理由

質問12 貴都道府県において、児童虐待相談の専門職(児童福祉司・児童心理司等)と警察官が合同で参加する以下の研修・セミナー・勉強会を、どの程度の頻度で開催していますか
未回答

例)立ち入り調査・臨検等のロールプレイ研修、児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイ研修、個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有

1.年に2回以上
2.年に1回
3.2年に1回以下
4.開催していない
5.分からない/把握していない

質問12回答欄

質問13 貴都道府県と同警察との間で児童虐待事案に係る情報連携に関する協定の締結状況をお答えください。
未回答 注)協定には、覚書、申合せ等の名称のものも含む

質問13回答欄

- 1.協定を締結している
- 2.協定の締結に向けた具体的な検討をしている
- 3.現時点で具体的な検討はしていないが、将来的には協定を締結したい
- 4.検討もしておらず、特に締結をする予定もない
- 5.その他

質問14 警察から児童相談所に対して、児童虐待通告を行う際の警察本部児童虐待対策担当課と警察署との
未回答 事前協議の実施状況についてお答えください。

質問14回答欄

- 1.事前協議を例外なく開催している
- 2.事前協議の開催を原則とするが、一部例外も存在する
- 3.事前協議をせずに通告することも認めている
- 4.特に基準を定めていない
- 5.その他

質問15 貴都道府県は、児童相談所の取り扱う児童虐待相談について、児童相談所から警察へ情報共有するための指針やルールを、厚生労働省の通知とは別に作成していますか
未回答

質問15回答欄

- 1.既に作成している
- 2.現在、作成中である
- 3.現在は作成していないが、今後作成することを予定している
- 4.作成しておらず、今後作成する予定もない

質問16 問15において1,2を選択された方は、児童相談所が通告を受けた児童虐待相談のうち、児童相談所から警察への情報共有を行う案件の
未回答 対象範囲について、当てはまるものをお答えください

質問16回答欄

- 1.通告を受けた案件全てを警察に共有する
- 2.通告を受け、児童虐待相談として受理した案件全てを警察に共有する
- 3.通告を受けた案件の中から、一定の基準に合致する案件を警察に共有する
- 4.その他

その他回答欄

質問17 問16において3を選択された方は、児童相談所から警察への情報共有に際して、情報共有が必要な案件か否かの判断基準として当てはまるものをお答えください
未回答 ※該当するセルに1を入力してください

質問17回答欄	
1.虐待類型(身体的虐待、性的虐待等)	
2.援助内容	
3.虐待の重症度	
4.被害児童の属性(年齢・過去の通告履歴等)	
5.外傷の有無	
6.保護者の言動	
7.その他	

質問18 問16において3を選択された方は、児童相談所から警察への情報共有について、情報共有が必要か否かの判断基準を設けることなく、児童相談所が通告を受けた全ての事案について
未回答 共有する「全件共有」の導入に対する意向および検討状況についてお答えください

質問18回答欄

- 1.導入の意向があり、現在導入に向けた具体的な検討を進めている
- 2.導入の意向はあるが、導入に向けた具体的な検討は開始していない
- 3.導入意向はない

質問19 問18において3を選択された方は、全件共有の導入意向がない理由として、当てはまるものをお答えください
未回答 ※該当するセルに1を入力してください

質問19回答欄	
1.共有した情報が警察でどのように活用されるのかが不明確であるため	
2.共有した情報をもとに、警察が独自判断で捜査を進めることで、児童並びに家庭の支援業務に支障をきたす可能性があるため	
3.事件性が疑われる案件については、現在の仕組みで情報共有が十分にできていると考えているため	
4.警察への全件情報共有の手間が増えることで、現場の業務負担が高まることが想定されるため	
5.その他	

質問20 児童相談所・市区町村から警察に対して児童虐待通告事案に係る情報共有を実施する際に、対象となる情報項目について、該当するものをお答えください
 未回答 ※該当するセルに1を入力してください

質問20回答欄	
1.児童の氏名・性別・年齢	
2.児童の家族構成	
3.児童と家族・親族との関係性	
4.児童と児童相談所等の関係機関との関係性	
5.児童の所属機関(学校・保育園等)	
6.児童が受けている虐待の種別と主訴	
7.児童が受けている援助内容・処遇	
8.児童の様子(発言内容・精神状態・表情 等)	
9.保護者の様子(発言内容・精神状態・表情 等)	
10.児童の健康・成育情報	
11.児童を担当する児童相談所の職員	
12.その他	

質問21 児童相談所・市区町村から警察に対して、児童虐待通告事案に係る情報共有を実施するタイミングについてお答えください
 未回答 ※該当するセルに1を入力してください

質問21回答欄		
	1.通常(重篤な案件以外)の場合	2.重篤な案件の場合
1.通告を受理したタイミングで共有する		
2.通告受理後、各案件の情報が更新されるタイミングで都度共有する		
3.各案件情報の更新有無に関わらず、定期的(月次等)に共有する		
4.各案件の相談対応が終了したタイミングで共有する		
5.要保護児童対策地域協議会の進行管理を通して共有する		
6.その他		

質問22 児童相談所・市区町村から警察に対して児童虐待通告事案に係る情報共有を実施する際の、情報共有手段についてお答えください
 未回答 ※該当するセルに1を入力してください

質問22回答欄	
1.システム(オンラインネットワーク、メール)を活用してデータで共有	
2.電磁的記録媒体(CD-R等)によりデータで共有	
3.紙・FAXで共有	
4.口頭(電話・対面)での伝達	
5.その他の手段	

質問23 貴都道府県における今後の改善施策としてのシステム等の効率化施策の導入予定についてお答えください
 未回答

- 1.変更する予定はない(現状通り)
- 2.システムを導入する予定
- 3.上記以外の改善を予定

質問23回答欄

連絡先 今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。つきましては、ご回答いただいた**代表者の方のお名前・ご所属**をお答えください。

未回答

属性回答欄			
1.所属部署 (必須)			
2.連絡先 (必須)	TEL (必須)		Mail
3.回答者氏名 (必須)	担当者1 (必須)		担当者2

2. 市町村向け調査票

質問1 管轄する地域の人口をお答えください
未回答 (うち児童(18歳未満)の人口)

質問1回答欄	
総人口	(人)
うち児童(18歳未満)の人口	(人)

質問2 児童虐待に関する業務を担当する職員数をお答えください
未回答 (うち、児童福祉司・児童心理司と同様の任用資格を有する職員数)

質問2回答欄

質問3 貴市区町村における年間の虐待相談対応件数をお答えください。また、以下の内訳について、それぞれの件数をお答えください(平成30年度、以下同様)
未回答

質問3回答欄		
虐待種別	虐待相談対応件数	うち警察からの通告
虐待相談対応総件数		(人)
うち身体的虐待(うち警察からの通告を右枠に記載)		(人)
うち性的虐待(うち警察からの通告を右枠に記載)		(人)
うちネグレクト(うち警察からの通告を右枠に記載)		(人)
うち心理的虐待(うち警察からの通告を右枠に記載)		(人)
うち面前DV(うち警察からの通告を右枠に記載)		(人)

質問4 貴課(児童虐待対応関連課)には、現職の警察官が配置されていますか
未回答 1.配置されている
2.以前は配置されていたが、現在は配置されていない
3.過去に配置されたことが無い

質問4回答欄

質問5 問4において1を選択された方は、現在、貴課(児童虐待対応関連課)に配置されている警察官の人数を教えてください
未回答

質問5回答欄

質問6 問4において1を選択された方は、貴課(児童虐待対応関連課)に配置されている警察官の階級別の人数内訳(出向の場合は直前での階級)をお答えください
未回答

質問6回答欄	
警視正	(人)
警視	(人)
警部	(人)
警部補	(人)
巡査部長	(人)
巡査部長	(人)
その他	(人)
分からない	(人)

質問7 問4において1を選択された方は、貴課(児童虐待対応関連課)に配置されている警察官について、通常の警察業務との併任・専任の状況として当てはまるものをお答えください
未回答

- 1.併任(警察手帳を持ちながら、貴課(児童虐待対応関連課)で勤務している)
2.専任(出向、警察手帳は持たずに、貴課(児童虐待対応関連課)で勤務をしている)

質問7回答欄	
併任	(人)
専任	(人)

質問8 問4において1を選択された方は、貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察官について、貴課での職層の人数内訳をお答えください
未回答

質問8回答欄	
部長級	(人)
次長級	(人)
課長級	(人)
課長補佐級	(人)
係長級	(人)
その他(相談員等)	(人)
分からない	(人)

質問9 問4において1を選択された方は、貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察官が貴課で担当されている業務として当てはまるものを全てお答えください
回答完了 ※該当するセルに1を入力してください

質問9回答欄	
1.児童虐待案件に係る調査業務	
2.保護者・被害児童との面接等の相談対応	
3.児童の一時保護への同行	
4.立ち入り調査・臨検への同行	
5.裁判所との連絡の窓口	
6.非行児童への指導・対応	
7.要保護児童対策地域協議会への参加(市町村職員としての参加)	
8.通告受理後の安全確認	
9.児童相談所内での各種管理業務	
10.一時保護所の指導員	
11.警備	
12.その他	

質問10 問4において1を選択された方は、貴課（児童虐待対応関連課）における、現在の警察官の配置人数について、当てはまるものをお答えください

その理由もお答えください
未回答 1.増やしたい
2.現状のままでよい
3.減らしたい

質問10回答欄

理由

質問11 問4において2,3を選択された方は、今後、警察官を配置する意向についてお答えください
未回答 また、その理由もお答えください
1.配置する意向があり、次年度以降の配置を予定している
2.配置する意向はあるが、まだ配置していない
3.配置する意向はない

質問11回答欄

理由

質問12 貴課（児童虐待対応関連課）には、警察OBが配置されていますか
未回答 1.配置されている
2.以前は配置されていたが、現在は配置されていない
3.過去に配置されたことはない

質問12回答欄

質問13 問12において1を選択された方は、現在貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察OBは何名かお答えください
未回答

質問13回答欄

(人)

質問14 問12において1を選択された方は、貴課（児童虐待対応関連課）に配置されてる警察OBについて、職層ごとの人数内訳をお答えください
未回答

質問14回答欄	
部長級	(人)
次長級	(人)
課長級	(人)
課長補佐級	(人)
係長級	(人)
その他(相談員等)	(人)
分からない	(人)

質問15 問12において1を選択された方は、貴課（児童虐待対応関連課）に配置されている警察OBについて、貴課で担当されている業務を全てお答えください

回答完了 ※該当するセルに1を入力してください

質問15回答欄	
1.児童虐待案件に係る調査業務	
2.保護者・被害児童との面接等の相談対応	
3.児童の一時保護への同行	
4.立ち入り調査・臨検への同行	
5.裁判所との連絡の窓口	
6.非行児童への指導・対応	
7.要保護児童対策地域協議会への参加(市町村職員としての参加)	
8.通告受理後の安全確認	
9.児童相談所内での各種管理業務	
10.一時保護所の指導員	
11.警備	
12.その他	

質問16 問12において1を選択された方は、貴課（児童虐待対応関連課）における、警察OBの配置人数について当てはまるものをお答えください
その理由をお答えください

未回答
1.増やしたい
2.現状のままでよい
3.減らしたい

質問16回答欄	
	理由

質問17 問12において2,3を選択された方は、今後、警察OBを配置する意向についてお答えください

未回答
その理由をお答えください
1.配置する意向があり、次年度以降の配置を予定している
2.配置する意向はあるが、まだ配置していない
3.配置する意向はない

質問17回答欄	
	理由

質問18 警察から児童虐待事案について通告が行われる際、警察からどのような情報提供があれば有益ですか。自由にお答えください

未回答

質問18回答欄	

質問19 児童虐待事案のうち、警察に情報提供を行わないケースについて、どのようなことが情報提供の妨げになっているか、その理由を自由にお答えください。

未回答

質問19回答欄 理由	

貴市区町村が所属する都道府県では、要保護自動対策地域協議会で行う対象辞令の進行管理を行う会議（実務者会議ないしこれとは別に設ける進行管理会議）をどの程度の頻度で行っていますか

また、この会議に警察の参加を求めていますか
 未回答 あわせて、平成30年度における上記研修等の開催頻度についてもお答えください

- 1.年に2回以上開催している
- 2.年に1回開催している
- 3.数年に1回開催している
- 4.開催していない
- 5.分からない/把握していない

質問20回答欄		研修開催実績 (平成29年度)
研修の種類		
1. 立ち入り調査・臨検等のロールプレイを行う研修		(回)
2. 児童・保護者への面接や 他国事例等のロールプレイ		(回)
3. 個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有		(回)

貴市区町村の要保護児童対策地域協議会で警察と合同で参加する研修・セミナー・勉強会等について、どの程度の頻度で開催されているかお答えください
 未回答 あわせて、平成30年度における上記研修等の開催頻度についてもお答えください

- 1.年に2回以上開催している
- 2.年に1回開催している
- 3.数年に1回開催している
- 4.開催していない
- 5.分からない/把握していない

質問21回答欄		研修開催実績 (平成29年度)
研修の種類		
1. 立ち入り調査・臨検等のロールプレイを行う研修		(回)
2. 児童・保護者への面接や 他国事例等のロールプレイ		(回)
3. 個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有		(回)

市区町村と警察との連携に際して、貴市区町村において現場で活用しているマニュアル・ガイドラインについてお答えください
 未回答 ※該当するセルに1を入力してください

質問22回答欄				
	国の通知・ガイドライン	都道府県が作成したマニュアル・ガイドライン	貴市町村(児童虐待対応関連課)にて独自に作成したマニュアル・ガイドライン	その他
1.通告受理時に即日警察への情報共有をすべきかどうかの判断				
2.家庭訪問時の警察への事前連絡の必要性の判断				
3.家庭訪問時の警察への援助要請の必要性の判断				
4.警察への経過報告のタイミングの判断				
5.警察への経過報告時に共有すべき情報				
6.立ち入り調査・臨検を実施する際の手順				

警察に情報提供等連携したことで、貴市区町村の業務に支障が生じたことがあるかお答えください
 未回答 あわせて、以下の選択肢1,2,3を選択された方は、これまでに貴機関が経験した業務支障の内容についてもお答えください

- A. 業務支障の有無についての選択肢
- 1.頻繁にある
 - 2.時々ある
 - 3.あまりない
- 4.業務への支障はない

質問23回答欄	
A.業務支障の有無	
B.業務支障の内容	1.保護者との信頼関係の後退・破綻
※該当するセルに1を入力してください	2.児童の情報を取得することが難しくなった
	3.警察の判断により身柄付通告の件数が増えて、自宅に返す手続きに係る負荷が増大した
	4.連携先となる警察内部での意思決定に時間がかかり、スムーズにケース対応できなくなった
	5.貴市区町村の警察官・警察OBと連携先の警察の間で意見が合わず、スムーズにケース対応できなくなった
	6.その他

質問24 貴市区町村と警察署との間で児童虐待事案に係る連携に関する協定の締結状況をお答えください
未回答

- 1.協定を締結している
- 2.協定の締結に向けた具体的な検討をしている
- 3.現時点で具体的な検討はしていないが、将来的には協定を締結したい
- 4.締結をする予定はない
- 5.その他

質問24回答欄

質問25 警察に対して情報提供をする際の連絡経路として当てはまるものをお答えください
未回答

- 1.貴課(児童虐待対応関連課)から直接警察に連絡する
- 2.貴課(児童虐待対応関連課)から児童相談所を経由して警察に連絡する
- 3.その他

質問25回答欄

質問26 貴市区町村が対応する児童虐待相談のうち、貴市区町村と警察との間で情報共有を行う案件の対象範囲についてお答えください
未回答

- 1.通告を受け、児童虐待相談として受理した案件全てを警察に共有する
- 2.通告を受けた案件の中から、一定の基準に合致する案件を警察に共有する
- 3.その他

質問26回答欄

質問27 問26において3を選択された方は、貴市区町村から警察への情報共有に際して、情報共有の是非を判断するための判断基準として当てはまるものをお答えください
未回答

- 1.虐待類型(身体的虐待、性的虐待等)
- 2.援助内容
- 3.虐待の重症度
- 4.被害児童の属性(年齢・過去の通告履歴等)
- 5.外傷の有無
- 6.保護者の言動
- 7.その他

質問27回答欄

質問28 貴市区町村から警察に対して児童虐待通告事案に係る情報共有を実施する際に、対象となる情報項目について、該当するものをお答えください
未回答

※該当するセルに1を入力してください

質問28回答欄	
1.児童の氏名・性別・年齢	
2.児童の家族構成	
3.児童と家族・親族との関係性	
4.児童と児童相談所等の関係機関との関係性	
5.児童の所属機関(学校・保育園等)	
6.児童が受けている虐待の種類と主訴	
7.児童の受けている援助内容・処遇	
8.児童の様子(発言内容・精神状態・表情 等)	
9.保護者の様子(発言内容・精神状態・表情 等)	
10.児童の健康・成育情報	
11.児童を担当する児童相談所の職員	
12.その他	

質問29 貴市区町村から警察に対して(児童虐待通告事案に係る)情報共有を実施するタイミングについてお答えください
未回答

※該当するセルに1を入力してください

質問29回答欄		
	重篤な事案の場合	重篤な事案以外の場合
1.通告を受理したタイミングで共有する		
2.通告受理後、各案件の情報が更新されるタイミングで都度共有する		
3.各案件情報の更新有無に関わらず、定期的(月次等)に共有する		
4.要保護児童対策地域協議会の進行管理を通して共有している		
5.各案件の相談対応が終了したタイミングで共有する		
6.その他		

質問30 貴機関から警察に対して児童虐待通告事案に係る情報共有を実施する際の、情報共有手段についてお答えください
未回答 ※該当するセルに1を入力してください

質問30回答欄		
	重篤な事案の場合	重篤な事案以外の場合
1.システム(オンラインネットワーク、メール)を活用してデータで共有		
2.電磁的記録媒体(CD-R等)によりデータで共有		
3.紙・FAXで共有		
4.電話・対面での伝達		
5.その他の手段		

質問31 面前DV事案についてお伺いします
未回答 児童相談所へ面前DVによる心理的虐待通告があった場合に、その対応を貴課(児童虐待対応関連課)で引き受けているかをお答えください
1.児童相談所が通告を受けた面前DV事案であれば、貴課(児童虐待対応関連課)が必ず対応をしている
2.児童相談所が通告を受けた面前DV事案の中で、通告時に緊急性・事件性が高くないと判断できた事案のみ貴課(児童虐待対応関連課)が対応をしている
3.児童相談所が通告を受けた面前DV事案の中で、通告を受けた児童相談所での対応余力がない場合に、貴課(児童虐待対応関連課)が対応をしている
4.児童相談所が通告を受けた面前DV事案は、原則、児童相談所で初期対応を行う
5.その他

質問31回答欄

質問32 問31において2を選択された方は、児童相談所が通告を受けた面前DV事案の対応が貴課(児童虐待対応関連課)に依頼される場合の判断基準として、当てはまるものを全てお答えください
未回答 ※該当するセルに1を入力

質問32回答欄	
1.被害の重篤度	
2.外傷の有無	
3.被害児童の年齢	
4.加害保護者が虐待の事実を認めているか	
5.虐待の継続性・反復性	
6.被害発生からの経過時間	
7.加害保護者以外に家庭で児童を監護できる者がいるか	
8.他に兄弟・姉妹がいるか	
9.親のDVの類型 (例:身体的虐待、精神的虐待、性虐待、経済的虐待、社会的隔離など)	
10.DV被害の重篤度	
11.その他	

質問33 問31において2,3を選択された方は、平成30年度に児童相談所が貴課(児童虐待対応関連課)に事案を児童福祉法第26条第1項3号の送致をした事案の件数についてお答えください
未回答

質問33回答欄 事案件数	
児童相談所から送致のあった件数	(件)
うち、警察から児童相談所に通告された面前目撃事案の件数	(件)

質問34 面前DV事案について、対応するにあたり最も適切だと思う機関についてお答えください
未回答 1.自治体
2.児童相談所
3.警察

質問34回答欄

質問35 泣き声通告についてお伺いします
未回答 児童相談所へ泣き声通告があった場合に、その対応を貴課(児童虐待対応関連課)で引き受けているかをお答えください
1.児童相談所が通告を受けた事案であれば、貴課(児童虐待対応関連課)が必ず対応をしている
2.児童相談所が通告を受けた事案の中で、通告時に緊急性・事件性が高くないと判断できた事案のみ貴課(児童虐待対応関連課)が対応をしている
3.児童相談所が通告を受けた事案の中で、通告を受けた児童相談所での対応余力がない場合に、貴課(児童虐待対応関連課)が対応をしている
4.児童相談所が通告を受けた事案は、原則、児童相談所で初期対応を行う
5.その他

質問35回答欄

質問36 問35において2を選択された方は、児童相談所が通告を受けた事案の対応が貴課（児童虐待対応関連課）に依頼される場合の判断基準として、
当てはまるものを全てお答えください

未回答 ※該当するセルに1を入力

質問36回答欄	
1.被害の重篤度	
2.外傷の有無	
3.被害児童の年齢	
4.加害保護者が虐待の事実を認めているか	
5.虐待の継続性・反復性	
6.被害発生からの経過時間	
7.加害保護者以外に家庭で児童を 監護できる者がいるか	
8.他に兄弟・姉妹がいるか	
9.親のDVの類型 <small>□</small> :身体的虐待、精神的虐待、性虐待、経済的虐待、 児童虐待	
10.DV被害の重篤度	

質問37 問35において2,3を選択された方は、児童相談所が事案の対応を貴課（児童虐待対応関連課）に依頼する場合の依頼内容および事案件数をお答えください

未回答

質問37回答欄 事案件数 (件)

質問37回答欄 ※該当するセルに1を入力	
1.初期の安全確認を市区町村へ依頼	
2.援助内容の決定のための調査以降を市区町村へ依頼	
3.児童相談所で援助内容を決定した後、経過の観察・フォローを市区町 村へ依頼	
4.その他	

質問38 泣き声通告について、対応するにあたり最も適切だと思う機関についてお答えください

- 未回答
- 1.自治体
 - 2.児童相談所
 - 3.警察

質問38回答欄

質問39 警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案において、通告時に事件性・危険性の観点から警察への即日情報連携を行ったのは、平成30年度において何
件かをお答えください

未回答

質問39回答欄 (件)

警察からの通告以外で対応した児童虐待相談事案のうち、通告時に警察と情報共有を行なった案件の中で、平成30年10月1日以降に最初に対応したケース1件についてお伺いします
 要保護児童対策地域協議会の進行管理会議とは別に、個別で対応したものについて記入してください

未回答

質問40回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した曜日・日時				
2)通告を受けた曜日・日時				
3)虐待類型	4)虐待の程度	5)児童の性別		
1.身体的虐待 2.性的虐待 3.ネグレクト 4.心理的虐待(面前DV除く) 5.面前DVによる心理的虐待	1.生命の危機あり 2.重度 3.中度 4.軽度	1.男児 2.女児		
7)刑事事件化の状況	8)通告経路		6)児童の年齢 (才)	
1.立件している 2.立件していない				

9)以下の各タイミングで警察とのコンタクトが発生した場合の、コンタクトの目的についてお伺いします
 ※該当するセルに1を入力してください

9)1)通告受理時	
1.警察への情報提供	
2.過去の虐待歴の参照	
3.受理会議において参照	
4.その他	
9)2)安否確認時	
1.警察への同行依頼	
2.警察への実施依頼	
3.警察への状況確認	
4.その他	
9)3)一時保護時	
1.警察による児童の保護依頼	
2.引渡し時の状況確認	
3.その他	
9)4)調査時	
1.家庭訪問の事前通知	
2.家庭訪問への同行依頼	
3.過去の通報歴の確認	
4.その他	
9)5)援助内容の決定時	
1.援助内容の通知	
2.その他	
9)6)経過観察	
1.定期的な情報共有	
2.家庭訪問実施時の事前連絡	
3.家庭訪問への同行依頼	
4.その他	

質問41 **警察以外**から通告を受けた児童虐待相談事案のうち、警察との**情報共有を行わなかった**案件の中で、平成30年10月1日以降に最初に対応したケース1件についてお伺いします
 要保護児童対策地域協議会の進行管理会議とは別に、個別で対応したものについて記入してください

未回答

質問41回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した曜日・日時				
2)通告を受けた曜日・日時				
3)虐待類型	4)虐待の程度	5)児童の性別		
1.身体的虐待 2.性的虐待 3.ネグレクト 4.心理的虐待(面前DV除く) 5.面前DVIによる心理的虐待	1.生命の危機あり 2.重度 3.中度 4.軽度	1.男児 2.女児		
7)刑事事件化の状況	8)通告経路			
1.立件している 2.立件していない				
		6)児童の年齢 (才)		

9)以下の各タイミングで警察とのコンタクトが発生した場合の、コンタクトの目的についてお伺いします
 ※該当するセルに1を入力してください

9)1)通告受理時	
1.警察への情報提供	
2.過去の虐待歴の参照	
3.受理会議において参照	
4.その他	
9)2)安否確認時	
1.警察への同行依頼	
2.警察への実施依頼	
3.警察への状況確認	
4.その他	
9)3)一時保護時	
1.警察による児童の保護依頼	
2.引渡し時の状況確認	
3.その他	
9)4)調査時	
1.家庭訪問の事前通知	
2.家庭訪問への同行依頼	
3.過去の通報歴の確認	
4.その他	
9)5)援助内容の決定時	
1.援助内容の通知	
2.その他	
9)6)経過観察	
1.定期的な情報共有	
2.家庭訪問実施時の事前連絡	
3.家庭訪問への同行依頼	
4.その他	

今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます
つきましては、ごさいだいた**代表者の方のお名前・ご所属**をお答えください

未回答

属性回答欄				
1.所属警察署部課名 (必須)				
2.連絡先 (必須)	TEL (必須)		Mail	
3.回答者氏名 (必須)	担当者1 (必須)		担当者2	

3. 児童相談所向け調査票

質問1 貴機関の所属する都道府県名をお答えください
未回答

質問1回答欄

質問2 貴機関名をお答えください（例：〇×児童相談所）
未回答

質問2回答欄

質問3 貴機関が管轄する地域の人口をお答えください(平成30年3月末時点)
未回答

質問3回答欄	
総人口	(人)
うち児童(18歳未満)の人口	(人)

質問4 貴機関の運営開始年について西暦でお答えください
未回答

質問4回答欄	(年)
--------	-----

質問5 平成30、31年度の貴機関に従事する職員数をお答えください
また、児童福祉司、児童福祉司SV、児童心理司の人数についてもお答えください
未回答

質問5回答欄(平成30年度)	
総職員数	(人)
うち児童福祉司	(人)←0人の場合は、0人とご入力ください。
うち児童福祉司SV	(人)←0人の場合は、0人とご入力ください。
うち児童心理司	(人)←0人の場合は、0人とご入力ください。

質問5回答欄(平成31年度)	
総職員数	(人)
うち児童福祉司	(人)←0人の場合は、0人とご入力ください。
うち児童福祉司SV	(人)←0人の場合は、0人とご入力ください。
うち児童心理司	(人)←0人の場合は、0人とご入力ください。

質問6 貴機関の平成30年度の虐待通告件数についてお答えください
未回答 また、虐待種別の件数内訳についてもお答えください

質問6回答欄①	
総件数	(件)

質問6回答欄②			
虐待種別	通告件数	うち警察からの通告件数	うち身柄付通告件数
身体的虐待			(件)
性的虐待			(件)
ネグレクト			(件)
心理的虐待			(件)
心理的虐待のうち面筋DV			(件)
虐待ではないと判断された事案			(件)

質問6回答欄③			
性別	通告件数	うち警察からの通告件数	うち身柄付通告件数
男児			(件)
女児			(件)

質問6回答欄④			
年代	通告件数	うち警察からの通告件数	うち身柄付通告件数
乳児			(件)
幼児			(件)
小学生			(件)
中学生			(件)
中卒以上			(件)

質問6回答欄⑤			
通告対応のタイミング	通告件数	うち警察からの通告件数	うち身柄付通告件数
児童相談所の開庁時間内			(件)
上記以外の夜間、休日			(件)

質問6回答欄⑥			
一時保護の実施状況	通告件数	うち警察からの通告件数	うち身柄付通告件数
一時保護を実施			(件)
一時保護を実施せず			(件)

質問7 貴機関における、年間の警察からの通告時の対応について、当てはまるものをお答えください
未回答 注)ここで言う対面的協議とは、単なる書類の受け渡しではなく、それぞれの事案についての説明や、これについての質疑応答を行うものをいう
1.原則としてすべての事案について警察官が来所して対面的協議が行われている
2.必要な事案について警察官が来所して対面的協議が行われており、その割合は5割以上である
3.必要な事案について警察官が来所して対面的協議が行われており、その割合は3割以上5割未満である
4.必要な事案について警察官が来所して対面的協議が行われており、その割合は3割未満である
5.特別な事案を除き、警察官が来所して対面的協議が行われていることはない

質問7回答欄

質問8 児童相談所と警察の連携において、情報共有のあり方として適当だと考えるものについてお答えください
未回答 1.全ての情報を共有する
2.必要な情報について共有する
3.共有しない

質問8回答欄

質問9 警察から児童虐待事案について通告が行われる際、警察からどのような情報提供があれば有益ですか。自由にお答えください
未回答

質問9回答欄

質問10 警察から児童虐待事案について通告があった際、どのような場合に児童相談所の支援方針との齟齬が生じるとお考えになりますか。自由にお答えください
未回答

質問10回答欄

質問11 児童虐待事案のうち、警察に連携や援助要請を検討したが行わなかったケースについて、どのようなことが妨げになったか、その内容を自由にお答えください
未回答

質問11回答欄

質問12 児童相談所と警察との連携において児童相談所の援助方針との間で齟齬が生じたり、子供にとって不利益が生じた事案があるかについてお答えください
未回答
1.ある
2.ない

質問12回答欄

質問13 質問11において1を選択された方は、具体的な内容についてお答えください
未回答

質問13回答欄

質問14 質問11において1を選択された方は、当該虐待案件における虐待の再発防止の取り組みの有無について、お答えください
未回答
1.行っている
2.行っていない

質問14回答欄

質問15 質問11において1を選択された方は、再発防止策の具体的な内容についてお答えください
未回答

質問15回答欄

質問16 貴機関が警察から通告を受けた児童虐待相談として受理した事案のうち、貴機関から警察への情報提供を行う場合の事案の対象範囲についてお答えください
未回答

質問16回答欄	
1.児童虐待相談として対応した案件全てを警察に情報提供する	
2.児童虐待相談として対応した案件の中で、警察から通告した全ての案件を警察に情報提供する	
3.上記以外に児童相談所独自の判断に合致する事案を警察に情報提供する	
4.その他	

質問17 児童虐待相談として通告を受けた事案全てを児童相談所から警察へ情報提供することについてお答えください
回答完了
1.行っている
2.具体的な検討をしている
3.導入の意向はない

質問17回答欄

質問18 質問17において1を回答された方は、情報提供の方法についてお答えください(複数回答可)
未回答

質問18回答欄	
1.要対協を通じた共有	
2.1以外に電子データを使って共有	
3.1以外に紙ベースでの共有	
4.その他	

質問19 質問17において1を回答された方は、貴機関から警察に対し情報提供を実施する際に、対象となる情報項目を列記してください
未回答

質問19回答欄	
情報提供項目	

質問20 貴機関から警察に対して(児童虐待通告事案に係る)情報提供を実施する時期についてお答え下さい(複数回答可)
未回答 その他を選択された方は、具体的内容についてお答えください
※該当するセルに1を入力してください

質問20回答欄		
	重篤な事案の場合	重篤な事案以外の場合
1.案件を受理した都度で共有する		
2.各案件の情報が更新されるタイミングで都度共有する		
3.各案件情報の更新有無に関わらず、定期的(月次等)に共有する		
4.各案件の相談対応が終了したタイミングで共有する		
5.その他		
その他記載欄		

質問21 貴機関から警察に対して児童虐待通告事案に係る情報提供を実施する際の、情報提供手段についてお答えください
未回答 その他の手段を選択された方は、具体的な手段についてお答えください
※該当するセルに1を入力してください

質問21回答欄		
	重篤な事案の場合	重篤な事案以外の場合
1.システム(オンラインネットワーク、メール)を活用してデータで共有		
2.電磁的記録媒体(CD-R等)によりデータで共有		
3.紙・FAXで共有		
4.口頭(電話・対面等)での伝達		
5.その他の手段		
その他の手段記載欄		

質問22 貴都道府県における今後の改善施策としてのシステム等の効率化施策の導入予定についてお答えください
未回答 1.変更する予定はない(現状通り)
2.システムを導入する予定
3.上記以外の改善を予定

質問22回答欄

質問23 警察と児童相談所の連携において、現場で活用している指針についてお答えください
未回答 ※該当するセルに1を入力してください

質問23回答欄			
	1.国(厚生労働省)の通知・ガイドライン	2.都道府県・指定都市・児童相談所設置市が作成したマニュアル・ガイドライン	3.その他
1.通告受理時に即日警察への情報共有をすべきかどうかの判断			
2.家庭訪問時の警察への事前連絡の必要性の判断			
3.家庭訪問時の警察への援助要請の必要性の判断			
4.警察への経過報告のタイミングの判断			
5.警察への経過報告時に共有すべき情報			
6.立入調査・臨検を実施する際の手順			

質問24 貴機関が警察から面前DVによる心理的虐待通告を受けた場合、市区町村へ対応を依頼しているかお答えください
未回答 1.面前DV事案であれば、市区町村に原則送致している
2.面前DV事案の中で、通告時に緊急性・事件性が高くないと判断できた事案のみ市区町村に送致している
3.面前DV事案の通告を受けた場合でも、原則、児童相談所で初期対応を行い、必要に応じて送致している
4.その他

質問24回答欄

質問25 警察から面前DVにかかる通告があった場合に児童相談所で初期対応することの必要性についてお答えください
未回答 1.必要
2.状況による
3.必要ではない

質問25回答欄

質問26 質問24にて2を選択された方は、**面前DV事案の通告時に緊急性・事件性が高くないと判断する際の、判断要素について**お答えください
未回答 ※該当するセルに1を入力してください

質問26回答欄	
1.被害の重篤度	
2.外傷の有無	
3.被害児童の年齢	
4.加害保護者が虐待の事実を認めているか	
5.虐待の継続性・反復性	
6.被害発生からの経過時間	
7.加害保護者以外に家庭で児童を監護できる者がいるか	
8.他に兄弟・姉妹がいるか	
9.親のDVの類型 (例:身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、経済的虐待、社会的隔離など)	
10.DV被害の重篤度	
11.その他	

質問27 質問24にて1,2,3を選択された方は、**面前DV事案の対応を市区町村に依頼する場合の依頼内容および平成30年度の市町村への事案送致件数**をお答えください
未回答

質問27回答欄 送致件数

質問27回答欄 ※該当するセルに1を入力してください	
1.初期の安全確認を市区町村へ依頼	
2.援助内容の決定のための調査以降を市区町村へ依頼	
3.児童相談所で援助内容を決定した後、経過の観察・フォローを市区町村へ依頼	
4.その他	

質問28 貴機関が、平成30年度中に実施した**警察への援助要請の事案数**についてお答えください
未回答 その他を選択された方は、その事案の**具体的内容**についてお答えください

質問28回答欄	
1.安全確認時	(件)←0件の場合は、0をご記入ください。
2.一時保護時	(件)←0件の場合は、0をご記入ください。
3.立入調査時	(件)←0件の場合は、0をご記入ください。
4.隠検・捜索時	(件)←0件の場合は、0をご記入ください。
5.その他	(件)←0件の場合は、0をご記入ください。

その他記載欄

質問29 警察から通告を受けた事案以外の児童虐待相談事案で、平成31年4月中において**通告受理後即日警察への情報提供(救助要請を除く)を行った事案の件数**をお答えください
未回答

質問29回答欄
(件)

質問30 貴機関には、現職の警察官が配置されていますか。当てはまるものをお答えください

未回答

- 1.配置されている
- 2.過去に配置されていたが、現在は配置されていない
- 3.過去に配置されたことはない

質問30回答欄

質問31 質問30において1を選択された方は、その人数についてお答えください

未回答

質問31回答欄
(人)

質問32 質問30において1を選択された方は、配置されている警察官の経歴についてお答えください

未回答

※該当するセルに1を入力してください

質問32回答欄	
1.警察本部少年課での勤務経験がある	
2.子供に関する研修等の受講経験がある	
3.警察署生活安全課での勤務経験がある	
4.その他家庭・子供に関する部署での勤務経験がある	
5.分らない	

質問33 質問30において1を選択された方は、貴機関に配置されている警察官の階級別の人数内訳(出向の場合は直前での階級)をお答えください

未回答

質問33回答欄	
警視正	(人)
警視	(人)
警部	(人)
警部補	(人)
巡査部長	(人)
巡査	(人)
その他	(人)
分からない	(人)

質問34 質問30において1を選択された方は、貴機関に配置されている警察官について、警察との併任・専任の人数内訳をお答えください

未回答

質問34回答欄	
併任(警察手帳を持ちながら、貴機関で勤務をしている)	(人)
専任(出向、警察手帳は持たずに、貴機関で勤務をしている)	(人)

質問35 質問30において1を選択された方は、貴機関に配置されている警察官について、貴機関での職層の人数内訳についてお答えください

未回答

質問35回答欄	
所長級	(人)
次長級	(人)
課長級	(人)
課長補佐級	(人)
係長級	(人)
その他(相談員等)	(人)
分からない	(人)

質問36 質問30において1を選択された方は、貴機関に配置されている警察官が担当されている業務について、当てはまるものを全てお答えください

未回答

※該当するセルに1を入力してください

質問36回答欄	
児童虐待案件に係る調査業務	
保護者・被害児童との面接等の相談対応	
受理会議・援助方針会議への対応助言	
児童の一時保護への同行	
立入調査・臨検への同行	
裁判所との連絡の窓口	
非行児童への指導・対応	
要保護児童対策地域協議会への参加(児童相談所職員としての参加)	
通告受理後の安全確認	
児童相談所内での各種管理業務	
一時保護所の指導員	
警備	
その他	

質問37 質問30において1を選択された方は、貴機関における現在の警察官の配置人数についてのお考えとして、当てはまるものをお答えください
未回答 1.増やした方がよい
2.現状のままでよい
3.減らした方がよい

質問37答欄

質問38 質問30において2,3を選択された方は、今後警察官を配置する意向についてお答えください
未回答 1.意向はある
2.意向はない
3.どちらとも言えない

質問38回答欄

質問39 貴機関には、警察官OBの職員が配置されていますか、当てはまるものをお答えください
未回答 1.配置されている
2.過去に配置されていたが、現在は配置されていない
3.過去に配置されたことはない

質問39回答欄

質問40 児童相談所に出向した警察官の立場についてお伺いします。
児童相談所に出向した警察官は警察手帳を保持しているかについてお答えください
未回答 1.保持している
2.保持していない

質問40回答欄

質問41 児童相談所に出向した警察官は、児童相談所がもつ児童虐待にかかる情報を、児童相談所長の命を受けることなく、自身の判断で警察署に提供できるのかについてお答えください
未回答 また、その根拠についてお答えください
1.共有できる
2.共有できない

質問41回答欄

根拠

質問42 質問39 において1を選択された方は、現在貴機関に配置されている警察OBの人数をお答えください
未回答 また、貴機関での職層について人数をお答えください

質問42回答欄	
部長級	(人)
次長級	(人)
課長級	(人)
課長補佐級	(人)
係長級	(人)
その他(相談員等)	(人)
分からない	(人)

質問43 質問39において1を選択された方は、貴機関に配置されている警察OBの職員が貴機関で担当されている業務について、当てはまるものを全てお答えください
未回答 ※該当するセルに1を入力してください

質問43回答欄	
児童虐待案件に係る調査業務	
保護者・被害児童との面接等の相談対応	
受理会議・援助方針会議への対応助言	
児童の一時保護への同行	
立入調査・臨検への同行	
裁判所との連絡の窓口	
非行児童への指導・対応	
要保護児童対策地域協議会への参加(児童相談所職員としての参加)	
通告受理後の安全確認	
児童相談所内での各種管理業務	
一時保護所の指導員	
警備	
その他	

質問44 質問39において1を選択された方は、貴機関における、現在の警察OBの配置人数についてのお考えとして、当てはまるものをお答えください
未回答 1.増やした方がよい
2.現状のままがよい
3.減らした方がよい

質問44回答欄

質問45 質問40において2,3を選択された方は、今後警察OBを配置する意向についてお答えください
未回答 1.配置する意向があり、次年度以降の配置を予定している
 2.配置する意向はあるが、まだ配置していない
 3.配置する意向はない

質問45回答欄

理由

質問46 貴機関が所属する都道府県(本庁)において、児童相談所の職員と警察官とが合同で実施する研修・セミナー・勉強会等の開催頻度として、当てはまるものをお答えください
未回答 1.年に2回以上
 2.年に1回
 3.2年に1回以下
 4.開催していない
 5.分からない/把握していない

質問46回答欄

1.立ち入り調査・臨検等のロールプレイを行う研修	
2.児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修	
3.個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有	

質問47 貴機関が独自に警察及び警察署と合同で実施する研修・セミナー・勉強会等の開催頻度として、当てはまるものをお答えください
未回答 1.年に2回以上
 2.年に1回
 3.2年に1回以下
 4.開催していない
 5.分からない/把握していない

質問47回答欄

1.立ち入り調査・臨検等のロールプレイを行う研修	
2.児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修	
3.個別の虐待事例を題材としたケーススタディの共有	

質問48 貴都道府県県警と自治体との間で児童虐待事案にかかる情報共有についての協定の締結状況をお答えください
未回答 注)協定には、覚書、申合せ等の名称のものも含む
 1.協定を締結している
 2.協定の締結に向けた具体的な検討をしている
 3.現時点で具体的な検討はしていないが、将来的には協定を締結したい
 4.検討もしておらず、特に締結をする予定もない
 5.その他

質問48回答欄

質問49 児相が警察に情報連携したことで、児童相談所の支援方針に齟齬が生じたことがあるかについてお答えください
未回答 1.ある
 2.ない

質問49回答欄

質問50 質問49で1を回答された方は、年間何件程度生じているかについてお答えください
未回答 1.0-5件程度
 2.5-10件程度
 3.10件以上

質問50回答欄

質問51 質問49で1を回答された方は、齟齬をきたした事案の具体例を3つ挙げてください
未回答

質問51回答欄

具体例1	
具体例2	
具体例3	

質問52 警察から受けた身柄付き以外の児童虐待通告について、平成31年4月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします
 具体例1 (兄弟の虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)

未回答

質問52回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した曜日・日時				
2)警察から通告を受けた曜日・日時				
3)虐待類型				
1.身体的虐待		4)児童の性別		5)児童の年齢
2.性的虐待		1.男児		(才)
3.ネグレクト		2.女児		
4.心理的虐待(面前DV除く)				
5.面前DVIによる心理的虐待				
6)刑事事件化の状況				
1.立件している				
2.立件していない				
7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください				
1.含まれている				
2.含まれていない				

具体例2

未回答

質問52回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した曜日・日時				
2)警察から通告を受けた曜日・日時				
3)虐待類型				
1.身体的虐待		4)児童の性別		5)児童の年齢
2.性的虐待		1.男児		(才)
3.ネグレクト		2.女児		
4.心理的虐待(面前DV除く)				
5.面前DVIによる心理的虐待				
6)刑事事件化の状況				
1.立件している				
2.立件していない				
7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください				
1.含まれている				
2.含まれていない				

具体例3

未回答

質問52回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した曜日・日時				
2)警察から通告を受けた曜日・日時				
3)虐待類型				
1.身体的虐待		4)児童の性別		5)児童の年齢
2.性的虐待		1.男児		(才)
3.ネグレクト		2.女児		
4.心理的虐待(面前DV除く)				
5.面前DVIによる心理的虐待				
6)刑事事件化の状況				
1.立件している				
2.立件していない				
7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください				
1.含まれている				
2.含まれていない				

質問53 警察から身柄付き通告を受けた児童虐待相談事案のうち、平成31年4月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします
 具体例1 (兄弟の虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)
 未回答

質問53回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した曜日・日時				
2)警察から通告を受けた曜日・日時				
3)虐待類型				
1.身体的虐待		4)児童の性別		5)児童の年齢
2.性的虐待		1.男児		(才)
3.ネグレクト		2.女児		
4.心理的虐待(面前DV除く)				
5.面前DVによる心理的虐待				
6)刑事事件化の状況				
1.立件している				
2.立件していない				
7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください				
1.含まれている				
2.含まれていない				

具体例2
未回答

質問53回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した曜日・日時				
2)警察から通告を受けた曜日・日時				
3)虐待類型				
1.身体的虐待		4)児童の性別		5)児童の年齢
2.性的虐待		1.男児		(才)
3.ネグレクト		2.女児		
4.心理的虐待(面前DV除く)				
5.面前DVによる心理的虐待				
6)刑事事件化の状況				
1.立件している				
2.立件していない				
7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください				
1.含まれている				
2.含まれていない				

具体例3
未回答

質問53回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した曜日・日時				
2)警察から連絡を受けた曜日・日時				
3)虐待類型				
1.身体的虐待		4)児童の性別		5)児童の年齢
2.性的虐待		1.男児		(才)
3.ネグレクト		2.女児		
4.心理的虐待(面前DV除く)				
5.面前DVによる心理的虐待				
6)刑事事件化の状況				
1.立件している				
2.立件していない				
7)警察からの書面通告の具体的な内容についてお伺いします。警察から提供される書面において市町村との役割分担を判断できる情報が含まれているかについてお答えください				
1.含まれている				
2.含まれていない				

質問54 警察以外から通告を受けた児童虐待相談事案のうち、警察と連携を行った案件の中で、平成31年4月1日以降最初に対応したケース3件についてお伺いします
 具体例1 (兄弟の虐待など、同一家庭で起きた事例は1ケースとしてください)
 未回答

質問54回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した曜日・日時				
2)警察から通告を受けた曜日・日時				
3)虐待類型		4)児童の性別	5)児童の年齢	
1.身体的虐待 2.性的虐待 3.ネグレクト 4.心理的虐待(面前DV除く) 5.面前DVによる心理的虐待		1.男児 2.女児		
6)刑事事件化の状況				
1.立件している 2.立件していない				
7)警察に対し連携を求めた理由についてお答えください				
1.援助要請 2.児童に関する情報照会 3.110番通報 4.告発 5.その他				

具体例2
未回答

質問54回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した曜日・日時				
2)警察から通告を受けた曜日・日時				
3)虐待類型		4)児童の性別	5)児童の年齢	
1.身体的虐待 2.性的虐待 3.ネグレクト 4.心理的虐待(面前DV除く) 5.面前DVによる心理的虐待		1.男児 2.女児		
6)刑事事件化の状況				
1.立件している 2.立件していない				
7)警察に対し連携を求めた理由についてお答えください				
1.家庭訪問への同行依頼 2.児童に関する情報照会 3.110番通報 4.告発 5.その他				

具体例3
未回答

質問54回答欄				
(年)	(月)	(日)	(曜日)	(時ごろ) 24時間表記
1)当該事案の発生した曜日・日時				
2)警察から連絡を受けた曜日・日時				
3)虐待類型		4)児童の性別	5)児童の年齢	
1.身体的虐待 2.性的虐待 3.ネグレクト 4.心理的虐待(面前DV除く) 5.面前DVによる心理的虐待		1.男児 2.女児		
6)刑事事件化の状況				
1.立件している 2.立件していない				
7)警察に対し連携を求めた理由についてお答えください				
1.家庭訪問への同行依頼 2.児童に関する情報照会 3.110番通報 4.告発 5.その他				

連絡先 今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます
つきましては、ご回答いただいた**代表者の方のお名前・ご所属**をお答えください

未回答

属性回答欄			
1.所属施設名 (必須)			
2.連絡先 (必須)	TEL (必須)		Mail
3.回答者氏名 (必須)	担当者1 (必須)		担当者2

4. 警察本部向け調査票

質問1 貴都道府県警察が平成30年の一年間で児童虐待の疑いとして児童相談所へ通告した人員について、それぞれ数字でお答えください。
未回答

質問1回答欄	
総数	(人)
うち身体的虐待	(人)
うち性的虐待	(人)
うちネグレクト	(人)
うち心理的虐待	(人)
うち面前DV	(人)

質問2 平成30年における児童虐待事案の立件数についてお答えください
未回答

質問2回答欄	
立件数	
うち不起訴件数	

質問3 質問2において1件以上の件数があった場合、不起訴になった理由についてお答えください
未回答

質問3回答欄	

質問4 質問2において1件以上の件数があった場合、不起訴となった事案をふまえて再発防止の取り組みを行っているかについてお答えください
未回答

質問4回答欄	

質問5 児童相談所から児童虐待事案についての情報の提供を受けることについて、お考えをお答えください
未回答

質問5回答欄	

- 1.これまで以上に、より積極的に情報共有を受けようとする
- 2.可能な範囲内で情報共有を受けようとする
- 3.現状のままでよい
- 4.情報提供を受けられるのであれば参考にすが、積極的に情報を提供してもらう必要はない
- 5.情報提供を受ける必要はない

質問6 質問5で4、5と回答した方にお伺いします。情報提供の必要はないと考えた理由についてお答えください。
未回答 ※該当するセルに1を入力

質問6回答欄	
1.事案対応等にあたり、児童相談所から得られた情報が有益ではないから	
2.情報共有を受けても警察側で有効に活用できないから	
3.警察において、児童相談所から得た情報を活用することでトラブル等に繋がる可能性があるから	
4.警察が収集している情報でも十分に対応可能だから	
5.その他	

質問7 貴都道府県警察が運用している児童虐待通告に関する判断基準についてお伺いします。
警察が児童虐待の疑いを認知した際、児童相談所への児童虐待通告を実施する際の基準の整備・運用状況についてお答えください。
未回答

質問7回答欄	

- 1.貴都道府県警内で整備した基準を全警察署で運用
- 2.貴都道府県警が示した基準をベースに、各警察署が独自に整備した基準を運用
- 3.都道府県警察では基準を示していないため各警察署が独自の基準を運用
- 4.基準は存在せず、現場の判断に委ねられている
- 5.各警察署がどのような判断基準を運用しているか把握していない
- 6.その他

質問8 警察署が児童虐待の疑いのある情報を認知した場合(児童相談所からの情報提供による場合を除く)において、
未回答 1)初動対応(現場臨場して被害の有無や状況を確認すること)はどの部門が行うかをお答えください。(当直時等、人員が限られている場合を除く)
1.泣き声通報等情報の内容によっては、対象家庭が特定されていない段階では、地域警察官のみが対応する
2.情報の内容によらず、必ず生活安全課員が対応する
3.情報の内容によらず、生活安全課員に加え刑事課員が対応する
4.情報の内容によらず、必ず生活安全課員及び刑事課員双方で対応する
5.その他

質問8回答欄
1)初動対応を行う部門
2)児童通告の可否の判断

また、2)児童通告の可否の判断はどのように行われるかをお答えください
1.児童通告の可否を決定する前に、警察本部担当所風の意見を聴く
2.児童通告の可否の決定は、警察署において行う(警察本部担当所風へは事後報告のみ行う)
3.事案により異なる

質問9 質問8に関連し、(1)通告の可否、(2)身柄付通告か書類通告かを判断するに当たって、重視する点についてお答えください(複数回答可)
未回答 あわせて、(3)上記(1)、(2)において、特に重視する内容についてお答え下さい。
※該当するセルに1を入力

質問9回答欄		
	(1)通告の可否の判断	(2)身柄付通告か書類のみ通告かの判断
1.虐待の種類		
2.被害の重篤度		
3.被害児童の年齢		
4.加害保護者が虐待の事実を認めているか		
5.虐待の継続性		
6.被害発生からの経過時間		
7.加害保護者以外に家庭で児童を監護できる者がいるか		
8.他に兄弟姉妹がいるか		
9.その他		

(3) 上記(1)において、特に重視する内容(自由回答)

(3) 上記(2)において、特に重視する内容(自由回答)

質問10 質問7で1,2と回答した方にお伺いします
未回答 その中で、児童相談所に対して身柄付通告を行う際の基準の整備・運用状況についてお答えください
1.貴都道府県管内で整備した基準を全警察署で運用
2.貴都道府県警が示した基準をベースに、各警察署が独自に整備した基準を運用
3.都道府県警察では基準を示していないため各警察署が独自の基準を運用
4.基準は存在せず、現場の判断に委ねられている
5.各警察署がどのような判断基準を運用しているか把握していない
6.その他

質問10回答欄

質問11 警察から児童相談所に対して、児童虐待通告を行う際の警察本部児童虐待対策担当課と警察署との
未回答 事前協議の実施状況についてお答えください
1.事前協議を例外なく行っている
2.事前協議を行うことを原則とするが、例外も存在する
3.事前協議をせずに通告する
4.その他

質問11回答欄

質問12 貴都道府県警察が整備している基準についてお伺いします
未回答 児童相談所に通告を行う場合の、児童相談所への各事案の内容説明の実施状況についてお答えください
1.身柄通告・書面通告を問わず、警察官が児童相談所に向いて個々の内容について説明することを原則としている
2.身柄通告については、警察官が児童相談所に向いて個々の内容について説明することを原則としているが、書面通告についてはその限りではない
3.身柄通告・書面通告を問わず、警察官が児童相談所に向いて個々の内容について説明することについては基準を定めていない
4.その他

質問12回答欄

質問13 児童相談所に通告を行う場合の、**通告書への記載**について、以下の項目ごとにお答えください。
未回答 回答は以下の選択肢1～5よりお選びください。

- 1.必ず記載する
- 2.原則、記載するが、把握できない場合はその限りではない
- 3.各警察署・現場判断としている
- 4.記載していない(申し送り事項等にコメントとして記載される場合を除く)

質問13回答欄	
1.児童の氏名	
2.児童の住所	
3.家族構成	
4.虐待類型	
5.児童の外傷及びその程度	
6.児童の様子(発言内容・精神状態・表情等)	
7.保護者の様子(発言内容・精神状態・表情等)	
8.通告に対する保護者の同意の有無	
9.児童相談所への通告を要すると認めた理由	
10.児童相談所への処遇意見	
11.その他	

その他回答欄	

質問14 児童相談所に通告を行った事案で、**児童相談所から照会があった場合の対応**についてお答えください。

- 未回答**
- 1.警察署の生活安全担当課の担当者が事例ごとに照会に応じる
 - 2.当該事例の対応にあたった警察官が直接、児童相談所からの照会に応じる
 - 3.各警察署・現場の判断に委ねている
 - 4.分からない・把握していない
 - 5.その他

質問14回答欄

質問15 児童相談所から情報提供を受けた事案についてお伺いします。

未回答 犯罪捜査を行う場合の児童相談所との**事前協議の実施状況**についてお答えください。

- 1.例外なく実施している
- 2.実施することを原則とするが、一部例外も認めている
- 3.各警察署・現場の判断に委ねている
- 4.分からない・把握していない
- 5.その他

質問15回答欄

質問16 児童相談所から情報提供を受けた事案についてお伺いします。

未回答 犯罪捜査を行う場合の児童相談所への**事前連絡の実施状況**についてお答えください。

- 1.例外なく実施している
- 2.実施することを原則とするが、一部例外も認めている
- 3.各警察署・現場の判断に委ねている
- 4.分からない・把握していない
- 5.その他

質問16回答欄

質問17 児童相談所から情報提供を受けた事案についてお伺いします。

未回答 保護者を逮捕した際の報道発表に関連し、児童相談所との**事前協議の実施状況**についてお答えください。

- 1.例外なく実施している
- 2.実施することを原則とするが、一部例外も認めている
- 3.各警察署・現場の判断に委ねている
- 4.分からない・把握していない
- 5.その他

質問17回答欄

質問18 児童相談所から情報提供を受けた事案についてお伺いします。

未回答 保護者を逮捕した際の報道発表に関連し、児童相談所への**事前連絡の実施状況**についてお答えください。

- 1.例外なく実施している
- 2.実施することを原則とするが、一部例外も認めている
- 3.各警察署・現場の判断に委ねている
- 4.分からない・把握していない
- 5.その他

質問18回答欄

質問19 貴都道府県警察における現職の警察官の関係機関への配置状況についてお伺いします。
未回答 現時点における現職の警察官の児童相談所への配置状況についてお答えください。

- 1.配置している
- 2.以前は配置していたが、現在は配置していない
- 3.これまで配置したことはない
- 4.分からない/把握していない

質問19回答欄

質問20 質問19で1と回答された方に、貴都道府県警察における現職の警察官の関係機関への配置意向についてお伺いします。
回答完了 今後の、現職の警察官を児童相談所へ配置する人数について意向をお答えください。

- 1.増やしたい
- 2.現状のままでよい
- 3.減らしたい

質問20回答欄

その理由をお答えください



質問20自由回答欄

質問21 質問19で2,3と回答された方に、貴都道府県警察における現職の警察官の関係機関への配置意向についてお伺いします。
回答完了 今後の現職の警察官の児童相談所への配置について、どのようにお考えですか。

- 1.配置を予定している
- 2.配置を検討している(現時点では配置の予定はない)
- 3.配置は考えていない

質問21回答欄

その理由をお答えください



質問21自由回答欄

質問22 専門職の配置についてお伺いします。貴都道府県警察において児童福祉司・児童心理司等の実務経験のある者を
未回答 児童虐待相談に対応する担当として配置しているかをお答えください。

- 1.配置している
- 2.以前は配置していたが、現在は配置していない
- 3.これまで配置したことはない
- 4.分からない/把握していない

質問22回答欄

質問23 質問22で1と回答された方に、専門職の配置についてお伺いします。
回答完了 貴都道府県警察における、児童福祉司・児童心理司等の実務経験のある者の今後の配置意向についてお答えください。

- 1.増やしたい
- 2.現状のままでよい
- 3.減らしたい

質問23回答欄

その理由をお答えください



質問23自由回答欄

質問24 質問22で2,3と回答された方に、専門職の配置についてお伺いします。
回答完了 今後の児童虐待相談に対応する専門職の配置について、どのようにお考えですか。

- 1.配置を予定している
- 2.配置を検討している(現時点では配置の予定はない)
- 3.配置は考えていない

質問24回答欄

その理由をお答えください



質問24自由回答欄

質問25 警察官を対象とした児童虐待事案への対応力強化を目的とした研修について、以下の職員ごとに、研修の参加状況をお答えください。
未回答 ※平成30年の実績をお答えください。
選択肢 1～5のそれぞれについて、該当するセルに1を入力してください。

質問25回答欄						
	1.参加実績はない	2.児童相談所が主催する研修に参加	3.都道府県・政令市等が主催する警察官と児童相談所職員の合同研修に参加	4.一般市町村が主催する研修に参加	5.警察が主催する研修に参加	6.研修への参加状況は把握していない
1.警察本部所属の警察官						
2.警察署所属の警察官						
3.交番・駐在所の警察官						

質問26 質問25で2,3,4,5を選択された方に、警察官を対象とした児童虐待事案への対応力強化を目的とした研修について、以下の職員ごとに、参加した研修の内容をお答えください。
未回答 ※平成30年の実績をお答えください。
選択肢 1～5のそれぞれについて、該当するセルに1を入力してください。

質問26回答欄						
	1.立ち入り調査・臨検のロールプレイ研修	2.児童・保護者への面接や協同面接等のロールプレイを行う研修	3.臨場時に児童虐待の疑いが認められた場合の対応に関する研修	4.臨場時の行動マニュアルを用いた座学研修	5.本部から問題点について話をする	6.その他
1.警察本部所属の警察官						
2.警察署所属の警察官						
3.交番・駐在所の警察官						

質問27 貴都道府県警において虐待被害児童への聴取を実施する際に、協同面接と通常の調べへの優先順位に関する基準についてお答えください。
未回答 該当するセルに1を入力してください。

質問27回答欄	
1.虐待類型(身体的虐待、性的虐待等)	
2.児童相談所などからの援助内容	
3.虐待の重症度	
4.被害児童の性・年齢	
5.過去の通告履歴等	
6.その他	
7.特に基準はない	

質問28 貴都道府県警と児童相談所との間で児童虐待事案に係る情報連携に関する協定の締結状況をお答えください。
未回答 1.協定を締結している
 2.協定の締結に向けた具体的な検討をしている
 3.現時点で具体的な検討はしていないが、将来的には協定を締結したい
 4.検討もしておらず、特に締結をする予定もない
 5.その他

質問28回答欄

質問29 質問28で1と回答された方にお伺いします。児童相談所が通告を受けた児童虐待相談について、児童相談所から警察への情報提供を行う案件として当てはまるものをお答えください。

回答完了 1.児童相談所・市区町村が通告を受けた案件全てが警察に共有される
 2.児童相談所・市区町村が通告を受けた案件のうち、児童虐待と認定された案件全てが警察に共有される
 3.児童虐待と認定された案件の中から、一定の基準に合致した案件が警察に共有される
 4.その他

質問29回答欄

質問30 児童相談所から児童虐待に関する情報が記載されたリストの提供を受けた後の動きについて、お答えください。
未回答 1.全件安全確認を行う
 2.警察が持っている情報と照合する
 3.警察が情報提供を受けた際に児童相談所に相談歴などを照合する
 4.その他

質問30回答欄

質問32 児童相談所から共有された情報を参照した場合に、警察側から児童相談所に詳細の確認等のコンタクトを取る場面として該当するものをすべてお答えください。
未回答 該当するセルに1を入力してください。

質問33回答欄	
1.児童に関する110番通報を受け、現場に向かう前	
2.児童の保護者に関する110番通報を受け、現場に向かう前	
3.児童相談所に児童虐待としての通告を行うかどうかのアセスメント時	
4.児童の保護者に係る捜査時	
5.児童虐待の疑いに関する情報提供・相談を受け付けた際	
6.その他	

質問33 児童相談所から共有されている、相談対応履歴の中で、貴都道府県警察において特に有益と考えられるものをすべてお答えください。
未回答 該当するセルに1を入力してください。

質問34回答欄	
1.児童の氏名・性別・年齢	
2.児童の家族構成	
3.児童と家族・親族との関係性	
4.児童と児童相談所等の関係機関等との関係性	
5.児童の所属機関(学校・保育園等)	
6.児童が受けている虐待の種類と主訴	
7.児童の受けている援助内容・処遇	
8.児童の様子(発言内容・精神状態・表情 等)	
9.保護者の様子(発言内容・精神状態・表情 等)	
10.児童の健康・成育情報	
11.児童を担当する児童相談所の職員	
12.その他	

質問34 児童相談所から共有された情報の保管方法について該当するものをすべてお答えください。
未回答 該当するセルに1を入力してください。

質問35回答欄	
1.児童又は事案毎に、他の関連資料とともに保管している	
2.児童相談所からの提供情報として一括して保管している	
3.保管方法の指定はなく、警察署ごとの裁量に委ねられている	
4.保管していない	
5.その他	

今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。
連絡先 つきましては、ご回答いただいた代表者の方のお名前・ご所属をお答えください。

未回答

属性回答欄			
1.所属警察署部課名 (必須)			
2.連絡先 (必須)	TEL (必須)		Mail
3.回答者氏名 (必須)	担当者1 (必須)		担当者2

平成 30 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金
(子ども・子育て支援推進調査研究事業分)

児童虐待事案への対応における警察と児童相談所・市町村の
連携等に関する調査研究

報告書

平成 31 年 3 月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0005 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL : 03-5533-2111(代表)

[ユニットコード:7161590]